

# 八頭町 下水道事業経営戦略

公共下水道事業  
特定環境保全公共下水道事業  
小規模集合排水処理事業  
農業集落排水事業  
個別排水処理事業

令和 8 年 3 月改定  
(平成 29 年 3 月策定)



# 目 次

はじめに 経営戦略策定（改定）の趣旨と位置づけ

## 公共下水道事業

1. 事業環境……………公共-1
2. 将来の事業環境……………公共-3
3. 経営の基本方針……………公共-4
4. 投資・財政計画（収支計画）……………公共-5
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項……………公共-7

### 添付資料

- 別紙①：経営比較分析表……………公共-8  
別紙②：投資・財政計画（収支計画）……………公共-9

## 特定環境保全公共下水道事業

1. 事業環境……………特環-1
2. 将来の事業環境……………特環-3
3. 経営の基本方針……………特環-4
4. 投資・財政計画（収支計画）……………特環-5
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項……………特環-7

### 添付資料

- 別紙①：経営比較分析表……………特環-8  
別紙②：投資・財政計画（収支計画）……………特環-9

## 小規模集合排水処理事業

1. 事業環境……………小規模-1
2. 将来の事業環境……………小規模-3
3. 経営の基本方針……………小規模-4
4. 投資・財政計画（収支計画）……………小規模-5
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項……………小規模-7

### 添付資料

- 別紙①：経営比較分析表……………小規模-8  
別紙②：投資・財政計画（収支計画）……………小規模-9

## 農業集落排水事業

1. 事業環境……………農集-1
2. 将来の事業環境……………農集-3
3. 経営の基本方針……………農集-4
4. 投資・財政計画（収支計画）……………農集-5
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項……………農集-7

### 添付資料

- 別紙①：経営比較分析表……………農集-8
- 別紙②：投資・財政計画（収支計画）……………農集-9

## 個別排水処理事業

1. 事業環境……………個排-1
2. 将来の事業環境……………個排-3
3. 経営の基本方針……………個排-4
4. 投資・財政計画（収支計画）……………個排-5
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項……………個排-7

### 添付資料

- 別紙①：経営比較分析表……………個排-8
- 別紙②：投資・財政計画（収支計画）……………個排-9

---

## はじめに 経営戦略策定（改定）の趣旨と位置づけ

---

八頭町の下水道環境は、住民の快適で安心して過ごせる生活環境の提供とともに、公共用水域の水質保全を目的として、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、小規模集合排水処理事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業の整備を行っています。

下水道事業を始めとする公営企業は、地方財政法で料金収入等をもって経営を行う独立採算の原則が定められています。現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しています。

こうした中で、平成 26 年 8 月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、平成 29 年 3 月に「八頭町下水道事業経営戦略」を策定しました。

前回の経営戦略策定からの期間経過により見直し時期迎えていることに加えて、令和 6 年 4 月から地方公営企業法のうち財務規定を適用し公営企業会計へ移行しており、非現金収支取引（減価償却費等）の影響を考慮した投資財政計画への更新が必要となったため、今回の改定を行います。

住民に良質な下水道サービスを持続的に提供していくには、現在の本町下水道事業について現状把握を行った上で、中長期的な計画に基づいた運営を行っていく必要があります。そのため、各事業において、今後の経営の基本計画である「経営戦略」を改定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

# 八頭町公共下水道事業経営戦略

団 体 名	八頭町
事 業 名	公共下水道事業
策 定 日	平成 29 年 3 月 (令和8年3月改定)
計 画 期 間	令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 供用開始 (供用開始後 30年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用 (令和6年4月1日)
処理区域内人口密度	28.9 人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	流域下水道等への接続なし
処 理 区 数	1地区 郡家処理区		
処 理 場 数	1箇所 郡家浄化センター		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施していません。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の使用料は、基本料金(世帯割)と世帯人数による加算料金の合計となります。 下記の別表第2に定めるところにより算定した額に消費税額を加算した額を使用料として徴収しています。				
	別表第2(第16条関係)				
	基本料金	世帯員割	備考		
一般家庭の使用料の額 1箇月につき	2,129円	1人につき 407円 1人増すごとに407円加算する。	世帯の人数については 当月1日現在の住民基本台帳の 人員とする。		
一般家庭以外の使用料体系 概要・考え方	本町的一般家庭以外の使用料は、従量制(7㎡基本水量あり)の累進使用料です。 下記の別表第3に定めるところにより算定した額に消費税額を加算した額を使用料として徴収しています。				
	別表第3(第16条関係)				
	水道水等を使用し排除した汚水量		備考		
一般家庭以外 の使用料の額 1箇月につき	基本料金 (7立方メートルまで)	超過料金 (1.0立方メートルにつき)			
	2,129円	23立方メートルまで 111円 43立方メートルまで 120円 73立方メートルまで 129円 73立方メートル超 157円			
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし				
条例上の使用料*2 (世帯人数3人で算出) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,685円(税込)	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,883円(税込)
	令和5年度	3,685円(税込)		令和5年度	3,630円(税込)
	令和6年度	3,685円(税込)		令和6年度	3,582円(税抜)

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	令和7年3月31日時点で、上下水道課の職員2名が公共下水道事業の運営に携わっています。
事業運営組織	<p>本町下水道等事業は、令和6年4月1日に地方公営企業法の一部(財務規定)を適用しています。上下水道課は管理職1名、上水道係5名、下水道係2名、徴収係2名で運営しています。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[上下水道課] --&gt; B[上水道係]     A --&gt; C[下水道係]     A --&gt; D[徴収係]             </pre> </div>

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	水質・汚泥検査業務、施設等管理運営業務、汚泥処理業務、汚泥運搬業務、不明水調査業務、電気保安管理業務等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	採算性の観点より、本町の諸条件では十分な費用対効果が得られないと判断し、下水道熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設等はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

本町における経費回収率は令和6年度で52.08%であり、下水道使用料で汚水処理に必要な経費を賄い切れていません。類似団体の平均値79.22%及び鳥取県内の平均値97.46%(※)と比較すると、低い水準にあります。また、維持管理費に対する下水道使用料の比率(以下、「経費回収率(維持管理費)」)においても100%を下回っており、下水道施設を維持管理していくために必要な費用を下水道使用料で賄い切れていません。

(単位:千円)	
項目	令和6年度 (実績値)
経費回収率(維持管理費)	98.04%
維持管理費	94,813
下水道使用料	92,954

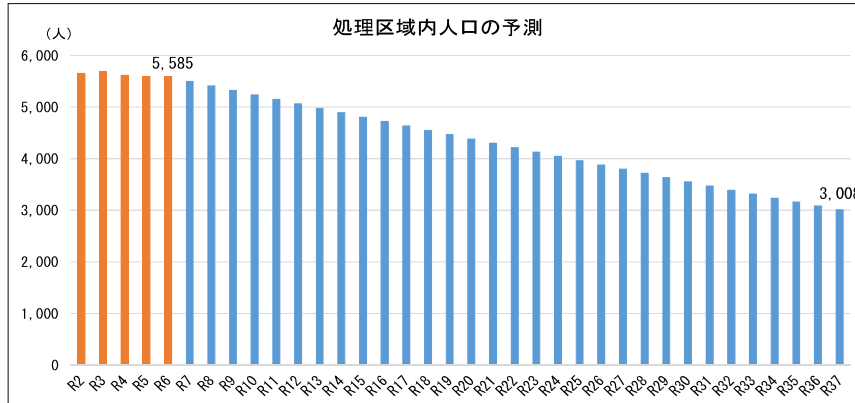
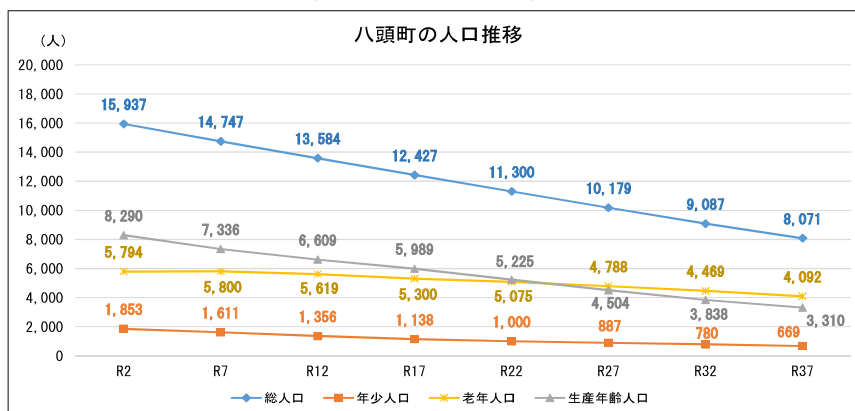
このような現状から、快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な使用料体系の在り方を検討する必要があります。

※鳥取県内平均値は令和5年度の値です。地方公営企業法を適用した団体を対象として集計しています。

## 2. 将来の事業環境

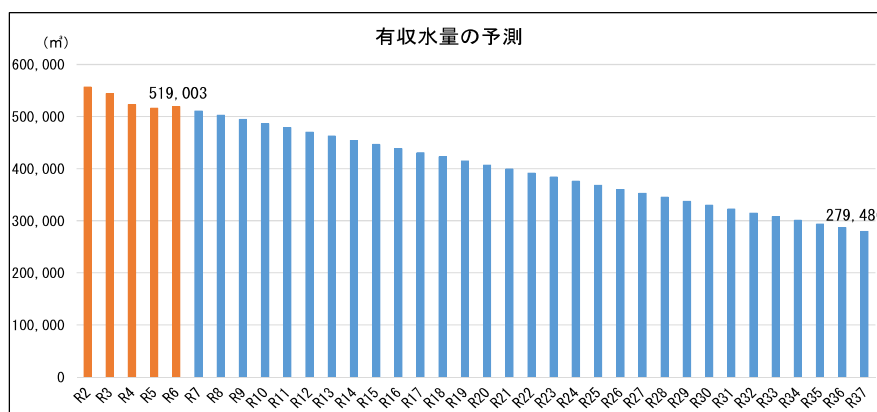
### (1) 処理区域内人口の予測

本町の総人口は昭和55年から昭和60年にかけてやや増加したものの、これ以降急速に減少しています。国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)  
「日本の将来推計人口(令和5年度推計)」準拠の推計では、令和37年には8,000人程度まで減少すると推計されています。  
社人研の推計を基準に処理区域内人口を予測すると、令和6年度の5,585人から令和37年度には3,008人まで減少する試算となりました。



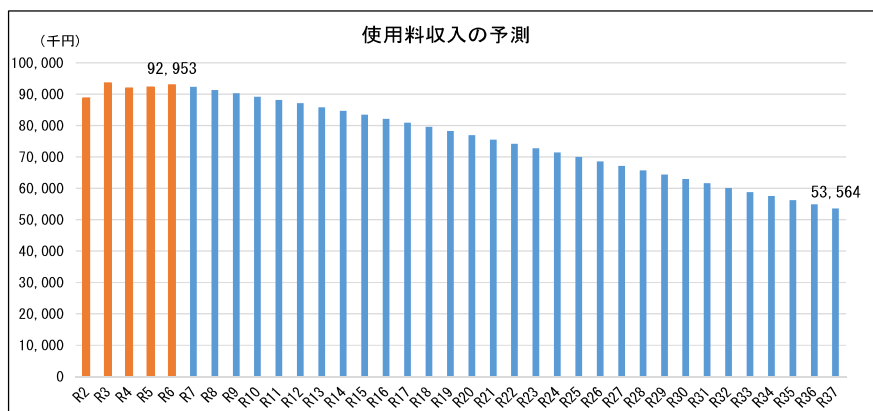
### (2) 有収水量の予測

有収水量は人口と同様に減少する予測であり、令和6年度では519,003m<sup>3</sup>でしたが、令和37年度には279,486m<sup>3</sup>まで減少する見通しです。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入は人口の減少及び有収水量の減少とともに減少する予測であり、令和6年度では92,953千円でしたが令和37年度では53,564千円まで減少する見通しです。



### (4) 施設の見通し

管渠施設の総整備延長は、汚水管が約40kmとなっています。汚水管は平成2年度から整備されており、最も古い汚水管は令和7年度で整備から35年経過しています。

下水道終末処理場である郡家浄化センターは生活環境の改善や水質の保全を図るうえで不可欠なものですので、健全な施設管理を行う必要があります。本施設の供用開始は平成7年度ですので、令和7年度で整備から30年経過しており、一部の機器で故障や劣化が見られ、改築・更新時期を迎えています。

こうした状況から、本町ではストックマネジメント計画を策定し、下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図っています。

### (5) 組織の見通し

上下水道課の職員10名で、上下水道事業の運営を行っています。事業区域が広く施設数が多いなどの現状もあり、人員的には厳しい状況です。職員の専門技術・知識等の人材教育を行い、サービスの低下につながらないように配慮しつつ、今後も運営を行っていきます。

## 3. 経営の基本方針

#### ◆町民の安全・快適な生活を守ります

下水道事業の大きな役割には、快適な住環境の整備(汚水の排除)、雨水の排除による浸水の防除、川や海といった公共用水域の水質保全という3つがあります。これら3つの役割を着実に果たし、住みよいまちづくりに貢献します。

#### ◆持続可能な事業運営に努めます

下水道事業は、町民生活にはなくてはならない重要な役割を担っているため、長期的な視点による事業運営を行わなければいけません。適正な事業計画をもとに運営を行い、将来にわたり暮らし続けることができる環境づくりに貢献します。

#### ◆経営基盤の強化に努めます

独立採算を原則とした企業体であるため、業務の効率化とコスト削減に努め、最小の経費で、最良のサービスを提供します。

一方で、経費回収率が52.08%となっており、類似団体及び鳥取県内平均値として低い水準にあります。

経費回収率(維持管理費)も100%を下回っており、下水道施設を維持管理していくために必要な費用を下水道使用料で賄い切れていない状況です。

近年の物価等上昇を考慮すると、今後も維持管理費は増加すると予想されるため、経費回収率の指標は低下する見込みにあります。

そのため、令和17年度における経費回収率90%以上を目標として、5年に1回使用料改定等の検討を実施します。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資コストの縮減を図り、計画的な整備・改築・更新を行い、合理的な経営に努めます。
-----	--

下水道事業は、町民生活のライフラインとして極めて重要な役割を担っており、事故発生や機能停止などが起これば、社会に重大な影響を及ぼします。そこで本町では、ストックマネジメント計画を策定(令和6年度に見直し)し、下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図っています。計画期間においては、設備等の更新及び郡家浄化センターの耐震化に係る建設改良費として、計画期間10年間で5.8億円を予定しています。

年次計画及び年割額(千円)											
処理施設	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	合計
郡家浄化センター	4,400	62,150	50,600	92,400	0	73,392	73,392	73,392	73,392	73,392	576,510
丹比中央浄化センター	0	35,090	32,780	77,220	61,600	682	0	0	0	0	207,372
計	4,400	97,240	83,380	169,620	61,600	74,074	73,392	73,392	73,392	73,392	783,882

※特定環境保全公共下水道事業 丹比中央浄化センターを含む

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経営の効率化・合理化によるコスト削減とともに、使用料収納の徹底に努め、一般会計からの繰入金を減らすことを目標とします。
-----	---

公共下水道事業の整備は概ね完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込まれません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれます。収納率及び水洗化率の向上に努め、減収を最小限に抑えた計画としています。また、使用料の見直しについては、5年おきに実施しています。

- ① 下水道使用料  
人口減少に伴い、使用料収入も同様に減少する見通しで設定しています。
- ② 一般会計からの繰入金  
元利償還に係る繰入金を計上しています。  
また、運営に対して不足する金額を収益的収入の基準外繰入として計上しています。
- ③ 国県補助金  
(収益的収入)  
ストックマネジメント計画の見直し、耐震診断に対する国県補助金(補助率50%で試算)を計上しています。  
(資本的収入)  
建設改良費に充てる財源として国県補助金(補助率50%で試算)を計上しています。
- ④ 企業債  
建設改良費から国県補助金等を差し引いた金額を計上しています。
- ⑤ その他の収入  
直近5年の平均値又は予算値を基準に推計しています。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ① 動力費  
令和6年度決算値を基準に、物価及び水量を考慮して推計しています。
- ② 修繕費  
過去5年間の平均値を基準に、物価を考慮して推計しています。
- ③ 職員給与費  
令和6年度決算値を基準に、賃金上昇率を考慮して推計しています。
- ④ 材料費  
過去5年間の平均値を基準に、物価を考慮して推計しています。
- ⑤ 経費(その他)  
過去5年間の平均値又は決算値を基準に、物価等を考慮して推計しています。

※物価上昇率、賃金上昇率は「中長期的な経済財政に関する試算(内閣府)」を参考にして設定しています。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	採算性を念頭に置き、本町にあった施策を随時検討します。また、隣接する他処理区(農業集落排水処理区等)との、コスト削減につながる統合についての投資計画を今後検討します。
投資の平準化に関する事項	処理場の改築・更新とともに、管路施設についても老朽化に伴う更新が必要となります。管路施設の更新コストは処理場と比べ多額のコストがかかるため、投資の平準化を図り、計画的な更新を行います。処理場等の更新については令和12年度にストックマネジメント計画の見直しを予定しています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、定期的な使用料改定を検討する必要があります。令和7年度現在、上下水道運営審議会において使用料体系の見直しを含めた使用料の改定について検討していきます。本計画では、令和17年度における経費回収率90%以上を目標として、5年ごとに使用料改定の必要性の検証及び、改定率の試算を行います。
資産活用による収入増加の取組について	本町の規模・財政状態等の諸条件から、収入増につながる資産活用は実施していませんが、本町に見合った資産活用を随時検討します。
その他の取組	なし

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等、PPP/PFIなどは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討します。
職員給与費に関する事項	計画期間中の人員の増減なく算出しましたが、業務内容の変化に応じて職員の増減を検討します。
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	入札による発注を継続して、今後も経費の削減に努めます。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく改築・更新を実施し、長期的な視点でコスト削減に励むと併に、財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・事業運営の効率化に努めます。
その他の取組	収納率・水洗化率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組みます。また、会計システム及び料金システムの共同化による事務の効率化、コスト削減の可能性を検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	本経営戦略は、投資関連計画の進捗及び見直し等、経営状況の変化に合わせて、5年ごとに行います。 経営戦略の改定、見直しと合わせて使用料改定の必要性を検証し、適切な負担水準の検討を行います。											
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	経営戦略計画期間	▶										
	経営戦略改定版の策定 (改定、中間見直し)	▶					▶					▶
使用料の見直し(検討)	▶					▶						▶

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

鳥取県 八頭町

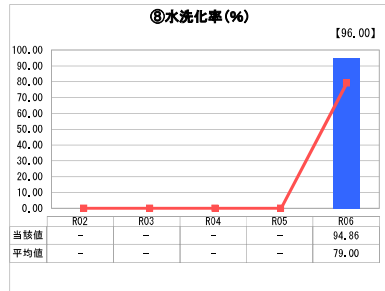
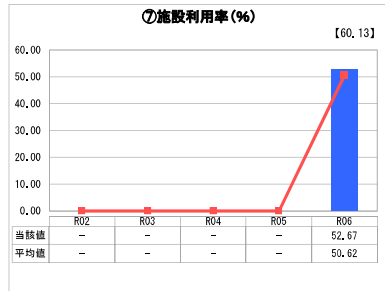
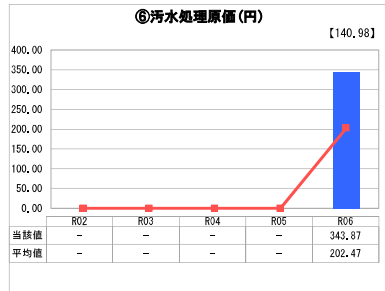
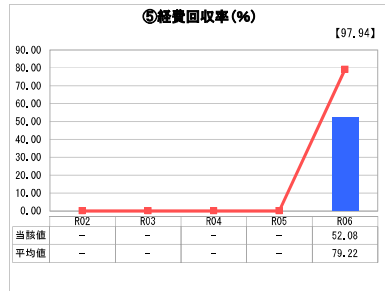
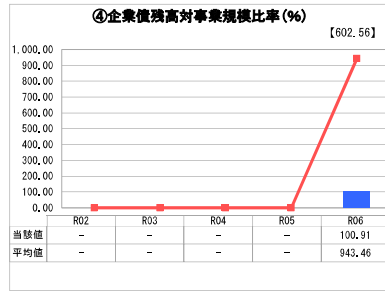
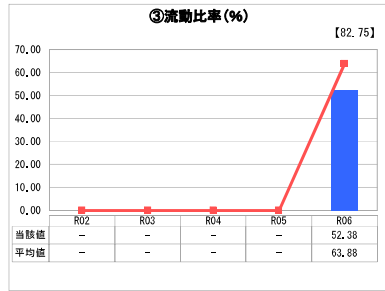
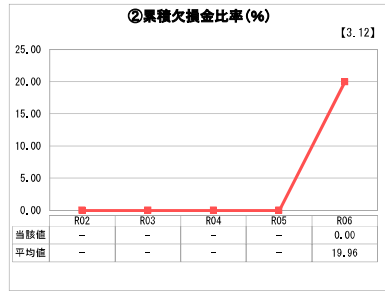
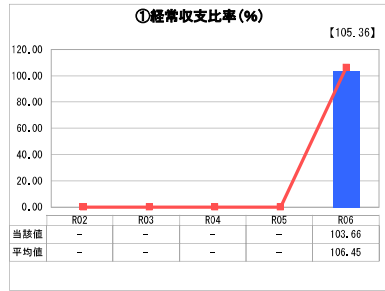
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Co2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)
-	72.29	36.28	90.00	3,685

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
15,488	206.71	74.93
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
5,585	1.93	2,893.78

**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

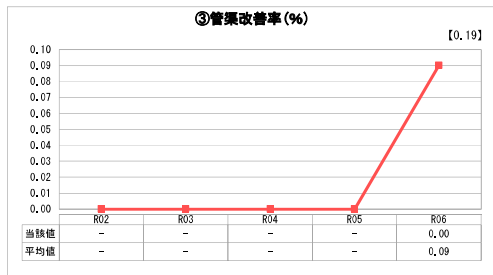
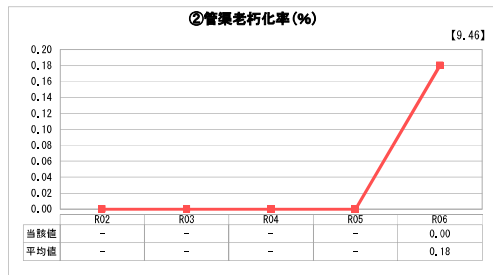
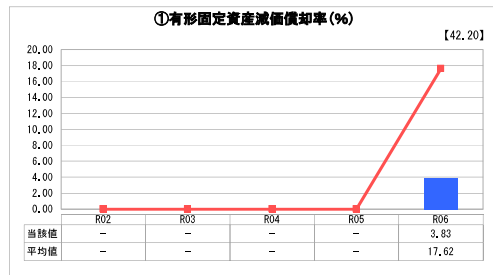
### 1. 経営の健全性・効率性について

● 経常収支比率は、類似団体とほぼ同水準となっている。今後、料金収入は人口減少により減少で推移することから、上下水道運営審議会の答申に基づく料金の引き上げを着実に実行する予定である。● 企業債残高比率は、事業規模の面からみて健全な状況であるといえる。今後の施設更新等の建設事業の規模も下水道事業開始時と比較して大きなものとはならないため、これまでと同様に比率は低水準で推移すると見込まれる。● 経費回収率は類似団体と比較して大きく下回る結果となっている。料金収入の徴収強化や修繕費の抑制等を行うとともに、料金の引き上げ等更なる対策が必要である。公営企業会計へ移行し初年度となることから、決算数値の精査・確認も実施する必要がある。● 汚水処理原価についても類似団体を大きく上回る数値となっている。全国平均と比較しても処理費用の効率性は低い水準にあり、継続して更なる維持管理費の抑制に努めなければならない。● 施設利用率は類似団体と比較して2.05%上回り、全国平均値は下回っている。今後は隣接する農業集落排水処理区との統合等による余剰能力の活用方法を検討し、さらなる向上を図っていく。● 水洗化率はすでに高い水準にあり、類似団体と比較すると15.86%上回っている。広域等により今後も継続して100%を目指していく。

### 2. 老朽化の状況について

● 管渠については、下水道事業開始以後、耐用年数に達したものがなく、これまで緊急的に更新する必要がなかったため、管渠改善率は0で推移している。しかし、大半が耐用年数を経過している処理施設の機械設備や電気設備の老朽化が特に目立ってきており、現在、ストックマネジメント事業に取り組んでいるところである。● 今後、これらの事業実施等により施設更新に取り組んでいく予定であるが、事業費の平準化を図りながら計画的に実施していく必要がある。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

● 今後、維持管理費の更なる抑制を図ることは当然ながら、人口減少による料金収入の減少、老朽化する機械・電気設備等の施設更新費用の増大等に対応していくため、運営審議会の答申に沿った料金の見直し等の対策を進めていく必要がある。● また、本処理区（公共下水道）が有する余剰処理能力を活用し、下水道事業全体として効率的な運営を行うため、近隣の農業集落排水処理区との統合等の事業運営の見直しについても検討や実施を進めていかなければならない。● 管渠については、大半がまだ耐用年数に達していないものの、車道部のマンホール蓋など、経年劣化が見られるものについて、計画的に更新事業を実施していく必要がある。また、ストックマネジメント事業等の実施により処理施設の電気・機械設備の計画的な施設更新を行い、事業費の平準化を行いつつ健全な事業経営の確保を図っていく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算 見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		94,883	88,998	91,461	90,412	89,353	88,305	87,249	85,996	84,779	83,530	82,289	81,040
	(1) 料 金 取 入		92,953	88,961	91,341	90,292	89,233	88,185	87,129	85,876	84,659	83,410	82,169	80,920
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) そ の 他		1,930	37	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	2. 営業外収益		224,418	221,044	229,637	215,051	217,523	216,563	234,248	219,117	218,523	218,994	215,207	211,060
	(1) 補 助 金		22,797	16,968	26,289	13,556	14,291	12,992	27,454	14,145	15,249	16,618	17,843	19,822
	他 会 計 補 助 金		18,204	13,901	21,289	13,556	14,291	12,992	22,454	14,145	15,249	16,618	17,843	19,822
	そ の 他 補 助 金		4,593	3,067	5,000				5,000					
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		201,621	204,076	203,348	201,495	203,232	203,571	206,794	204,972	203,274	202,376	197,364	191,238
	(3) そ の 他													
取 入 計 (C)		319,301	310,042	321,098	305,463	306,876	304,868	321,497	305,113	303,302	302,524	297,496	292,100	
収 益 的 支 出	1. 営業費用		288,742	301,372	299,299	288,140	290,566	291,585	305,484	294,328	293,308	293,086	288,763	283,329
	(1) 職 員 給 与 費		11,629	12,639	12,313	12,485	12,647	12,799	12,940	13,070	13,200	13,332	13,465	13,600
	基 本 給 与 費		6,423	6,683	6,801	6,896	6,985	7,069	7,147	7,219	7,291	7,364	7,437	7,512
	退 職 給 付 費													
	そ の 他		5,206	5,956	5,512	5,589	5,662	5,730	5,793	5,851	5,909	5,968	6,028	6,088
	(2) 経 費		75,492	84,657	83,613	74,135	74,660	75,188	85,723	76,259	76,801	77,341	77,891	78,443
	動 力 費		10,133	10,572	10,242	10,177	10,112	10,042	9,973	9,900	9,828	9,748	9,671	9,591
	修 繕 費		7,599	7,733	9,582	9,678	9,774	9,872	9,971	10,071	10,171	10,273	10,376	10,480
	材 料 費		188	909	371	375	378	382	386	390	394	398	402	406
	そ の 他		57,572	65,443	63,418	53,905	54,396	54,892	65,393	55,898	56,408	56,922	57,442	57,966
(3) 減 価 償 却 費		201,621	204,076	203,373	201,520	203,259	203,598	206,821	204,999	203,307	202,413	197,407	191,286	
2. 営業外費用		19,288	16,832	13,870	11,537	10,173	9,229	8,748	7,960	7,958	7,960	7,969	7,949	
(1) 支 払 利 息		16,357	13,901	10,939	8,606	7,242	6,298	5,817	5,029	5,027	5,029	5,038	5,018	
(2) そ の 他		2,931	2,931	2,931	2,931	2,931	2,931	2,931	2,931	2,931	2,931	2,931	2,931	
支 出 計 (D)		308,030	318,204	313,169	299,677	300,739	300,814	314,232	302,288	301,266	301,046	296,732	291,278	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		11,271	△ 8,162	7,929	5,786	6,137	4,054	7,265	2,825	2,036	1,478	764	822	
特 別 利 益 (F)														
特 別 損 失 (G)		1,739												
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 1,739												
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		9,532	△ 8,162	7,929	5,786	6,137	4,054	7,265	2,825	2,036	1,478	764	822	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		9,533	1,371	9,300	15,086	21,223	25,277	32,542	35,367	37,403	38,881	39,645	40,467	
流 動 資 産 (J)		115,429	100,098	100,098	100,098	100,098	100,098	100,098	100,098	100,098	100,098	100,098	100,098	
うち 未 収 金		15,995	15,995	15,995	15,995	15,995	15,995	15,995	15,995	15,995	15,995	15,995	15,995	
流 動 負 債 (K)		220,385	196,296	202,450	167,492	163,496	142,253	125,775	125,796	116,281	111,712	112,949	108,180	
うち 建設改良費分		189,254	165,122	171,269	136,298	132,290	111,037	94,549	94,559	85,035	80,456	81,684	76,905	
うち 一時借入金														
うち 未 払 金		30,279	30,279	30,279	30,279	30,279	30,279	30,279	30,279	30,279	30,279	30,279	30,279	
累 積 欠 損 金 比 率 ( (I) / (A)-(B) × 100 )														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		94,883	88,998	91,461	90,412	89,353	88,305	87,249	85,996	84,779	83,530	82,289	81,040	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )														

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算 見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区 分														
資本的 収入	1. 企業債	103,100	4,700	2,200	31,000	25,300	46,200		36,600	36,600	36,600	36,600	36,600	
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金	13,648												
	4. 他会計負担金	165,915	187,307	160,815	166,829	131,723	127,710	106,455	90,419	91,252	81,845	77,783	79,005	
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	129,028		2,200	31,075	25,300	46,200		36,696	36,696	36,696	36,696	36,696	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	8,796	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240
	9. その他													
	計 (A)	420,487	194,247	167,455	231,144	184,563	222,350	108,695	165,955	166,788	157,381	153,319	154,541	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	420,487	194,247	167,455	231,144	184,563	222,350	108,695	165,955	166,788	157,381	153,319	154,541	
	資本的 支出	1. 建設改良費	241,814	5,365	4,400	62,150	50,600	92,400		73,392	73,392	73,392	73,392	73,392
うち職員給与費														
2. 企業債償還金		180,736	189,254	165,122	171,269	136,298	132,290	111,037	94,549	94,559	85,035	80,456	81,684	
3. 他会計長期借入金返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	422,550	194,619	169,522	233,419	186,898	224,690	111,037	167,941	167,951	158,427	153,848	155,076		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	2,063	372	2,067	2,275	2,335	2,340	2,342	1,986	1,163	1,046	529	535		
補填財源	1. 損益勘定留保資金		372	2,067	2,275	2,335	2,340	2,342	1,986	1,163	1,046	529	535	
	2. 利益剰余金処分額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	2,063												
計 (F)	2,063	372	2,067	2,275	2,335	2,340	2,342	1,986	1,163	1,046	529	535		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	1,408,623	1,225,469	1,063,947	925,078	814,080	727,990	616,952	559,004	501,044	452,610	408,753	363,669		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算 見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収益的 収支分		18,204	13,901	21,289	13,556	14,291	12,992	22,454	14,145	15,249	16,618	17,843	19,822
	うち基準内繰入金	18,204	13,901	13,005	10,806	9,578	8,638	8,160	6,919	6,094	5,980	5,472	5,457
	うち基準外繰入金			8,284	2,750	4,713	4,354	14,294	7,226	9,155	10,638	12,371	14,365
資本的 収支分		179,563	187,307	160,815	166,829	131,723	127,710	106,455	90,419	91,252	81,845	77,783	79,005
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	179,563	187,307	160,815	166,829	131,723	127,710	106,455	90,419	91,252	81,845	77,783	79,005
合 計	197,767	201,208	182,104	180,385	146,014	140,702	128,909	104,564	106,501	98,463	95,626	98,827	

# 八頭町特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名	: 八頭町
事 業 名	: 特定環境保全公共下水道事業
策 定 日	: 平成 29 年 3 月 (令和8年3月改定)
計 画 期 間	: 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 供用開始 (供用開始後 28年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用 (令和6年4月1日)
処理区域内人口密度	22.3 人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	流域下水道等への接続なし
処 理 区 数	1地区 丹比中央処理区		
処 理 場 数	1箇所 丹比中央浄化センター		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和7年度に日田処理区(農業集落排水事業)を丹比中央処理区(特定環境保全公共下水道事業)へ統合しています。中継ポンプを設置し、丹比中央浄化センターへ接続しています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の使用料は、基本料金(世帯割)と世帯人数による加算料金の合計となります。 下記の別表第2に定めるところにより算定した額に消費税額を加算した額を使用料として徴収しています。				
	別表第2(第16条関係)				
	一般家庭の使用料の額 1箇月につき	基本料金 2,129円	世帯員割 1人につき 407円 1人増すごとに407円加算する。	備考 世帯の人数については 当月1日現在の住民基本台帳の 人員とする。	
一般家庭以外の使用料体系 概要・考え方	本町的一般家庭以外の使用料は、従量制(7㎡基本水量あり)の累進使用料です。 下記の別表第3に定めるところにより算定した額に消費税額を加算した額を使用料として徴収しています。				
	別表第3(第16条関係)				
	一般家庭以外 の使用料の額 1箇月につき	水道水等を使用し排除した汚水量 基本料金 (7立方メートルまで) 2,129円	超過料金 (1.0立方メートルにつき) 23立方メートルまで 111円 43立方メートルまで 120円 73立方メートルまで 129円 73立方メートル超 157円	備考	
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし				
条例上の使用料*2 (世帯人数3人で算出) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,685 円(税込)	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,883 円(税込)
	令和5年度	3,685 円(税込)		令和5年度	3,396 円(税込)
	令和6年度	3,685 円(税込)		令和6年度	3,454 円(税抜)

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	令和7年3月31日時点で、上下水道課の職員2名が特定環境保全公共下水道事業の運営に携わっています。
事業運営組織	<p>本町下水道等事業は、令和6年4月1日に地方公営企業法の一部(財務規定)を適用しています。上下水道課は管理職1名、上水道係5名、下水道係2名、徴収係2名で運営しています。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[上下水道課] --&gt; B[上水道係]     A --&gt; C[下水道係]     A --&gt; D[徴収係]             </pre> </div>

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	水質・汚泥検査業務、施設等管理運営業務、汚泥処理業務、汚泥運搬業務、不明水調査業務、電気保安管理業務等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	採算性の観点より、本町の諸条件では十分な費用対効果が得られないと判断し、下水道熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設等はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

本町における経費回収率は令和6年度で42.10%であり、下水道使用料で汚水処理に必要な経費を賄い切れていません。類似団体の平均値66.63%及び鳥取県内の平均値78.89%(※)と比較すると、低い水準にあります。また、維持管理費に対する下水道使用料の比率(以下、「経費回収率(維持管理費)」)においても100%を下回っており、下水道施設を維持管理していくために必要な費用を下水道使用料で賄い切れていません。

(単位: 千円)	
項目	令和6年度 (実績値)
経費回収率(維持管理費)	69.35%
維持管理費	27,650
下水道使用料	19,174

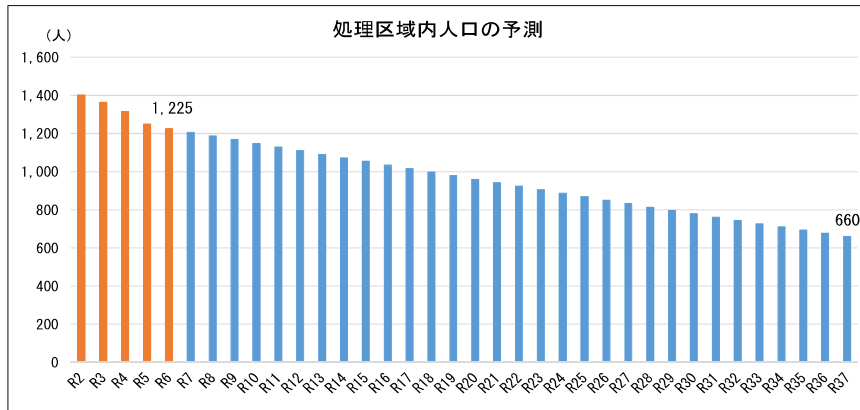
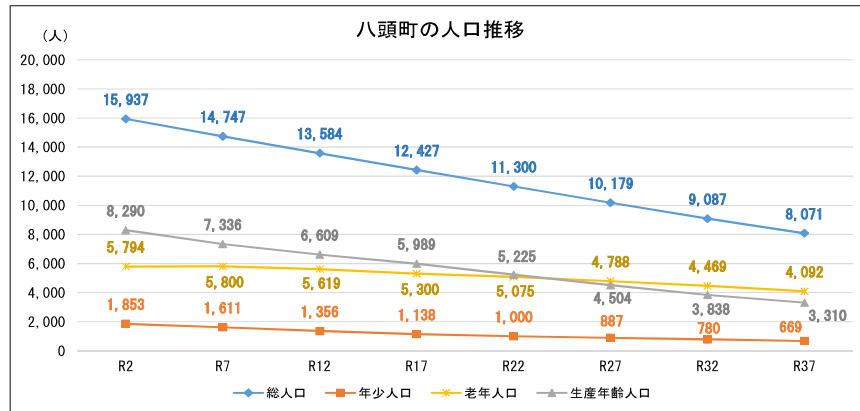
このような現状から、快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な料金体系の在り方を検討する必要があります。

※鳥取県内平均値は令和5年度の値です。地方公営企業法を適用した団体を対象として集計しています。

## 2. 将来の事業環境

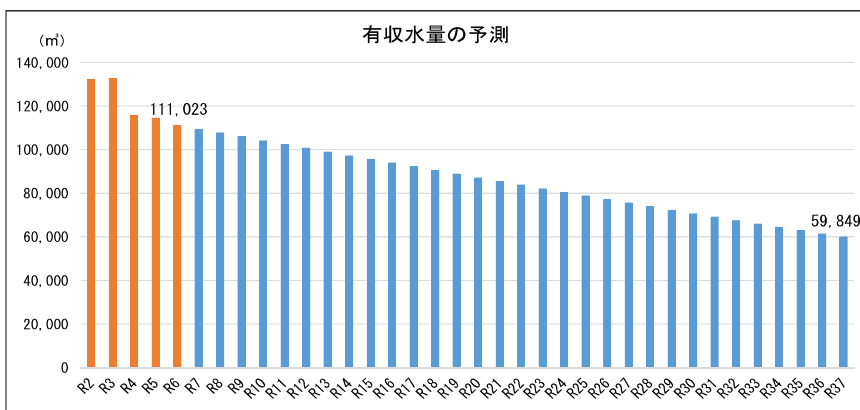
### (1) 処理区域内人口の予測

本町の総人口は昭和55年から昭和60年にかけてやや増加したものの、これ以降急速に減少しています。国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)'日本の将来推計人口(令和5年度推計)」準拠の推計では、令和37年には8,000人程度まで減少すると推計されています。社人研の推計を基準に処理区域内人口を予測すると、令和6年度の1,225人から令和37年度には660人まで減少する試算となりました。



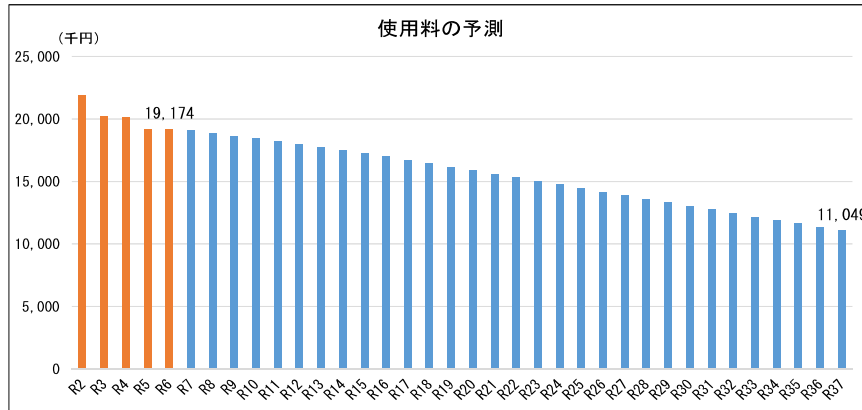
### (2) 有収水量の予測

有収水量は人口と同様に減少する予測であり、令和6年度では111,023m<sup>3</sup>でしたが、令和37年度には59,849m<sup>3</sup>まで減少する見通しです。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入は人口の減少及び有収水量とともに減少する予測であり、令和6年度では19,174千円でしたが令和37年度では11,049千円まで減少する見通しです。



### (4) 施設の見通し

管渠施設の総整備延長は、汚水管が約21kmとなっています。汚水管は平成5年度から整備されており、最も古い汚水管は令和7年度で整備から32年経過しています。

下水道終末処理場である丹比中央浄化センターは生活環境の改善や水質の保全を図るうえで不可欠なものですので、健全な施設管理を行う必要があります。本施設の供用開始は平成10年度ですので、令和7年度で整備から27年経過しており、一部の機器で故障や劣化が見られ、改築・更新時期を迎えています。

こうした状況から、本町ではストックマネジメント計画を策定し、下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図っています。

### (5) 組織の見通し

上下水道課の職員10名で、上下水道事業の運営を行っています。事業区域が広く施設数が多いなどの現状もあり、人員的には厳しい状況です。職員の専門技術・知識等の人材教育を行い、サービスの低下につながらないように配慮しつつ、今後も運営を行っていきます。

## 3. 経営の基本方針

#### ◆町民の安全・快適な生活を守ります

下水道事業の大きな役割には、快適な住環境の整備(汚水の排除)、雨水の排除による浸水の防除、川や海といった公共用水域の水質保全という3つがあります。これら3つの役割を着実に果たし、住みよいまちづくりに貢献します。

#### ◆持続可能な事業運営に努めます

下水道事業は、町民生活にはなくてはならない重要な役割を担っているため、長期的な視点による事業運営を行わなければいけません。適正な事業計画をもとに運営を行い、将来にわたり暮らし続けることができる環境づくりに貢献します。

#### ◆経営基盤の強化に努めます

独立採算を原則とした企業体であるため、業務の効率化とコスト削減に努め、最小の経費で、最良のサービスを提供します。

一方で、経費回収率が42.10%となっており、類似団体及び鳥取県内平均値として低い水準にあります。

経費回収率(維持管理費)も100%を下回っており、下水道施設を維持管理していくために必要な費用を下水道使用料で賄い切れていない状況です。

近年の物価等上昇を考慮すると、今後も維持管理費は増加すると予想されるため、経費回収率の指標は低下する見込みにあります。

そのため、令和17年度における経費回収率65%以上を目標として、5年に1回使用料改定等の検討を実施します。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資コストの縮減を図り、計画的な整備・改築・更新を行い、合理的な経営に努めます。
-----	--

下水道事業は、町民生活のライフラインとして極めて重要な役割を担っており、事故発生や機能停止などが起これば、社会に重大な影響を及ぼします。そこで本町では、ストックマネジメント計画を策定(令和6年度に見直し)し、下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び改築を行うことにより、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図っています。計画期間においては、設備等の更新及び丹比中央浄化センターの耐震化に係る建設改良費として、10年間で2.1億円を予定しています。

年次計画及び年割額 (千円)											
処理施設	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	合計
郡家浄化センター	4,400	62,150	50,600	92,400	0	73,392	73,392	73,392	73,392	73,392	576,510
丹比中央浄化センター	0	35,090	32,780	77,220	61,600	682	0	0	0	0	207,372
計	4,400	97,240	83,380	169,620	61,600	74,074	73,392	73,392	73,392	73,392	783,882

※公共下水道事業 郡家浄化センターを含む

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経営の効率化・合理化によるコスト削減とともに、使用料収納の徹底に努め、一般会計からの繰入金を減らすことを目標とします。
-----	---

特定環境保全公共下水道事業の整備は概ね完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込まれません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれます。収納率及び水洗化率の向上に努め、減収を最小限に抑えた計画としています。また、使用料の見直しについては、5年おきに実施しています。

- ① 下水道使用料  
人口減少に伴い、使用料収入も同様に減少する見通しで設定しています。
- ② 一般会計からの繰入金  
元利償還に係る繰入金を計上しています。  
また、運営に対して不足する金額を収益的収入の基準外繰入として計上しています。  
下水道事業の経営基盤強化のため、使用料改定を目指します。
- ③ 国県補助金  
(収益的収入)  
ストックマネジメント計画の見直し、耐震診断に対する国県補助金(補助率50%で試算)を計上しています。  
(資本的収入)  
建設改良費に充てる財源として国県補助金(補助率50%で試算)を計上しています。
- ④ 企業債  
建設改良費から国県補助金等を差し引いた金額を計上しています。
- ⑤ その他の収入  
直近5年の平均値又は予算値を基準に推計しています。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ① 動力費  
令和6年度決算値を基準に、物価及び水量を考慮して推計しています。
  - ② 修繕費  
過去5年間を平均値を基準に、物価を考慮して推計しています。
  - ③ 職員給与費  
本事業での計上はありません。
  - ④ 材料費  
過去5年間を平均値を基準に、物価を考慮して推計しています。
  - ⑤ 経費(その他)  
過去5年間の平均値又は決算値を基準に、物価等を考慮して推計しています。
- ※物価上昇率、賃金上昇率は「中長期的な経済財政に関する試算(内閣府)」を参考にして設定しています。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	採算性を念頭に置き、本町にあった施策を随時検討します。また、隣接する他処理区(農業集落排水処理区等)との、コスト削減につながる統合についての投資計画を今後検討します。
投資の平準化に関する事項	処理場の改築・更新とともに、管路施設についても老朽化に伴う更新が必要となります。管路施設の更新コストは処理場と比べ多額のコストがかかるため、投資の平準化を図り、計画的な更新を行います。処理場等の更新については令和12年度にストックマネジメント計画の見直しを予定しています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、定期的な使用料改定を検討する必要があります。令和7年度現在、上下水道運営審議会において使用料体系の見直しを含めた使用料の改定について検討していきます。本計画では、令和17年度における経費回収率65%以上を目標として、5年ごとに使用料改定の必要性の検証及び、改定率の試算を行います。
資産活用による収入増加の取組について	本町の規模・財政状態等の諸条件から、収入増につながる資産活用は実施していませんが、本町に見合った資産活用を随時検討します。
その他の取組	なし

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等、PPP/PFIなどは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討します。
職員給与費に関する事項	なし
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	入札による発注を継続して、今後も経費の削減に努めます。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく改築・更新を実施し、長期的な視点でコスト削減に励むとともに、財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・事業運営の効率化に努めます。
その他の取組	収納率・水洗化率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組みます。また、会計システム及び料金システムの共同化による事務の効率化、コスト削減の可能性を検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	本経営戦略は、投資関連計画の進捗及び見直し等、経営状況の変化に合わせて、5年ごとに行います。 経営戦略の改定、見直しと合わせて使用料改定の必要性を検証し、適切な負担水準の検討を行います。											
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	経営戦略計画期間											
	経営戦略改定版の策定 (改定、中間見直し)											
使用料の見直し(検討)												

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

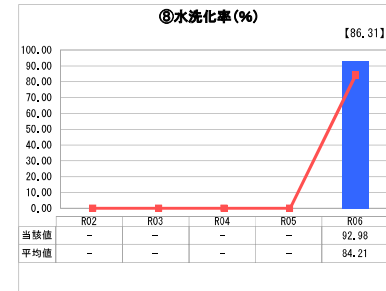
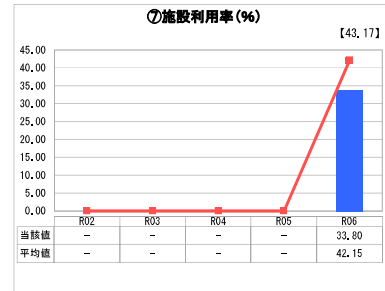
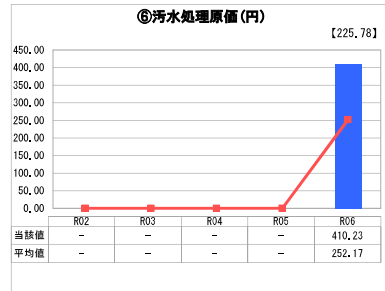
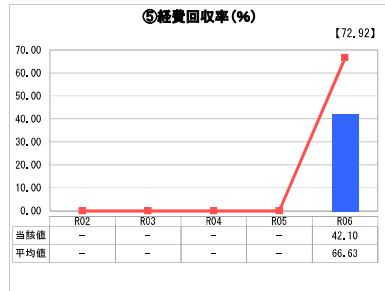
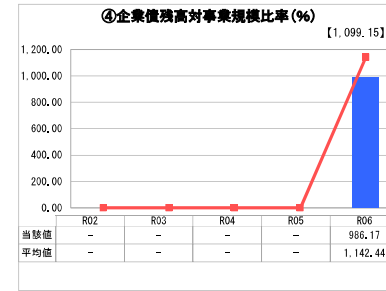
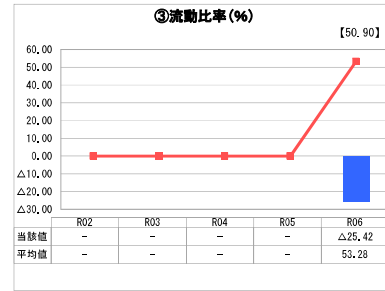
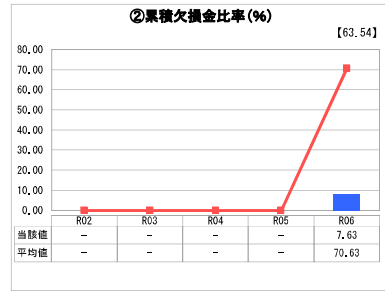
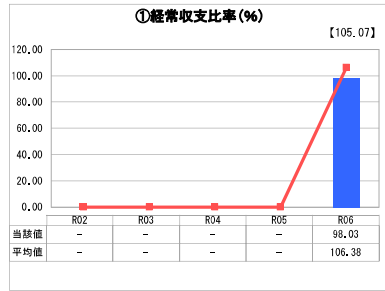
鳥取県 八頭町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家産料金(円)
-	82.65	7.96	90.00	3,685

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
15,488	206.71	74.93
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,225	0.55	2,227.27

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

●経常収支比率は、類似団体より8.35%下回っている。今後、料金収入は人口減少により減少で推移することから、上下水道運営審議会の答申に基づく料金の引き上げを着実に実行する予定である。  
●企業債残高比率は、事業規模の面からみて健全な状況であるといえる。今後の施設更新等の建設事業の規模も下水道事業開始時と比較して大きなものとはならないため、これまでと同様に比率は低水準で推移すると見込まれる。●経費回収率は類似団体と比較して大きく下回る結果となっている。料金収入の徴収強化や修繕費の抑制等を行うとともに、料金の引き上げ等更なる対策が必要である。公営企業会計へ移行し初年度となることから、決算数値の精査・確認も実施する必要がある。  
●汚水処理原価についても類似団体を大きく上回る数値となっている。全国平均と比較しても処理費用の効率性は低い水準にあり、継続して更なる維持管理費の抑制に努めなければならない。  
●施設利用率は類似団体と比較して8.35%下回り、全国平均値も下回っている。今後は隣接する農業集落排水処理区との統合等による余剰能力の活用方法を検討し、利用率の向上を図っていく。  
●水洗化率はすでに高い水準にあり、類似団体と比較すると8.77%上回っている。広報等により今後も継続して100%を目指している。

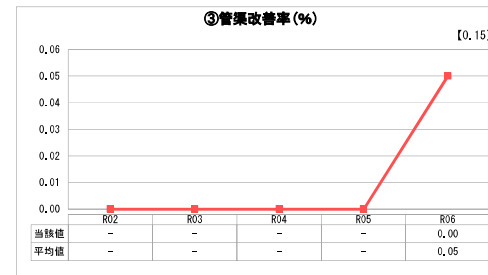
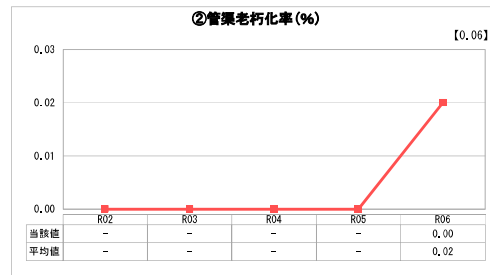
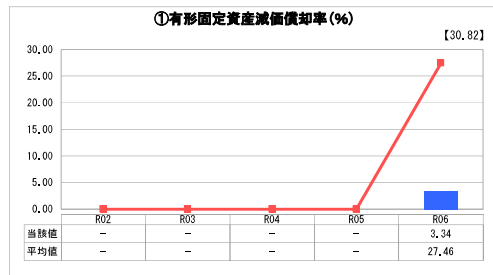
### 2. 老朽化の状況について

管渠については、下水道事業開始以後、耐用年数に達したものがなく、これまで緊急的に更新する必要性がなかったため、管渠改善率は0で推移している。しかし、大半が耐用年数を経過している処理施設の機械設備や電気設備の老朽化が特に目立ってきており、現在、ストックマネジメント事業に取り組んでいるところである。  
今後、これらの事業実施等により施設更新に取り組んでいく予定であるが、事業費の平準化を図りながら計画的に実施していく必要がある。

### 全体総括

今後、維持管理費の更なる抑制を図ることは当然ながら、人口減少による料金収入の減少、老朽化施設の更新費用の増大等に対応していくためには、運営審議会の答申に沿って料金の見直し等の対策を進めていくことが重要である。  
また、本処理区（特定環境保全公共下水道）が有する余剰処理能力を活用し、下水道事業全体として効率的な運営を行っていくため、近隣の農業集落排水処理区との統合等の事業運営の見直しについても引き続き実施を進めていかなければならない。  
管渠についてはまだ大半が耐用年数に達していないものの、車道部のマンホール蓋等については、随所で経年劣化が見られるため、ストックマネジメント事業等により計画的に更新事業を実施していく必要がある。耐用年数を迎えている一部の管渠及び処理施設の機械・電気設備の計画的な更新を行い、事業費の平準化を図りながら、健全な事業経営へ向けた努力を行っていく。

## 2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区分		(決算)	(決算 見込)											
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	19,174	18,117	18,841	18,625	18,406	18,190	17,972	17,714	17,463	17,205	16,949	16,692	
	(1) 料金収益 (A)	19,174	18,117	18,841	18,625	18,406	18,190	17,972	17,714	17,463	17,205	16,949	16,692	
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他													
	2. 営業外収益	44,570	54,016	64,604	51,383	53,811	51,034	67,088	66,542	66,536	66,736	66,813	66,898	
	(1) 補助金	9,687	18,398	25,635	12,414	13,320	9,134	21,019	17,146	17,158	17,383	17,460	17,545	
	他会計補助金	9,687	18,398	20,635	12,414	13,320	9,134	16,019	17,146	17,158	17,383	17,460	17,545	
	その他補助金			5,000				5,000						
	(2) 長期前受金戻入	34,883	35,618	38,969	38,969	40,491	41,900	46,069	49,396	49,378	49,353	49,353	49,353	
	(3) その他													
	収入計 (C)	63,744	72,133	83,445	70,008	72,217	69,224	85,060	84,256	83,999	83,941	83,762	83,590	
	1. 営業費用	61,935	63,623	76,958	67,158	68,880	70,501	84,874	78,405	78,600	78,788	78,997	79,211	
	(1) 職員給与													
基給														
退職給付														
その他														
(2) 経費	27,052	28,005	37,979	28,179	28,376	28,584	38,787	28,992	29,203	29,416	29,625	29,839		
動力費	4,352	4,515	4,402	4,374	4,340	4,314	4,282	4,249	4,220	4,190	4,154	4,121		
修繕費	4,409	4,813	4,984	5,033	5,084	5,135	5,186	5,238	5,290	5,343	5,396	5,450		
材料費														
その他	18,291	18,677	28,593	18,772	18,952	19,135	29,319	19,505	19,693	19,883	20,075	20,268		
(3) 減価償却費	34,883	35,618	38,979	38,979	40,504	41,917	46,087	49,413	49,397	49,372	49,372	49,372		
2. 営業外費用	3,090	3,290	5,224	4,789	4,652	4,419	4,622	4,737	4,366	4,017	3,636	3,251		
(1) 支払利息	2,493	2,693	4,627	4,192	4,055	3,822	4,025	4,140	3,769	3,420	3,039	2,654		
(2) その他	597	597	597	597	597	597	597	597	597	597	597	597		
支出計 (D)	65,025	66,913	82,182	71,947	73,532	74,920	89,496	83,142	82,966	82,805	82,633	82,462		
経常損益 (C)-(D) (E)	△ 1,281	5,220	1,263	△ 1,939	△ 1,315	△ 5,696	△ 4,436	1,114	1,033	1,136	1,129	1,128		
特別利益 (F)														
特別損失 (G)	180													
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 180													
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	△ 1,461	5,220	1,263	△ 1,939	△ 1,315	△ 5,696	△ 4,436	1,114	1,033	1,136	1,129	1,128		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	△ 1,463	3,757	5,020	3,081	1,766	△ 3,930	△ 8,366	△ 7,252	△ 6,219	△ 5,083	△ 3,954	△ 2,826		
流動資産 (J)	△ 8,219	7,486	7,486	7,486	7,486	7,486	7,486	7,486	7,486	7,486	7,486	7,486		
うち未収金	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745		
流動負債 (K)	32,336	32,204	30,980	38,973	33,469	30,261	29,593	27,434	29,674	29,519	29,466	28,359		
うち建設改良費分	27,444	27,312	26,089	34,081	28,577	25,369	24,701	22,543	24,782	24,628	24,574	23,468		
うち一時借入金														
うち未払金	4,892	4,892	4,892	4,892	4,892	4,892	4,892	4,892	4,892	4,892	4,892	4,892		
累積欠損金比率 ( (I) / (A)-(B) ) × 100 )	-7.6%					-21.6%	-46.6%	-40.9%	-35.6%	-29.5%	-23.3%	-16.9%		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)														
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	19,174	18,117	18,841	18,625	18,406	18,190	17,972	17,714	17,463	17,205	16,949	16,692		
地方財政法による資金不足の比率 ( (L) / (M) × 100 )														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )														

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 〔決算〕 〔見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
資本的収入	1. 企業債	52,300	138,100		17,500	16,300	38,600	30,800	300				
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	1,974											
	4. 他会計負担金	23,994	27,162	27,312	26,089	34,081	28,577	25,369	24,701	22,543	24,782	24,628	24,574
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	52,333	61,127		17,545	16,390	38,610	30,800	341				
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
	計 (A)	130,601	226,389	27,312	61,134	66,771	105,787	86,969	25,342	22,543	24,782	24,628	24,574
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	130,601	226,389	27,312	61,134	66,771	105,787	86,969	25,342	22,543	24,782	24,628	24,574
	資本的支出	1. 建設改良費	104,667	199,800		35,090	32,780	77,220	61,600	682			
うち職員給与費													
2. 企業債償還金		26,197	27,444	27,312	26,089	34,081	28,577	25,369	24,701	22,543	24,782	24,628	24,574
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	130,864	227,244	27,312	61,179	66,861	105,797	86,969	25,383	22,543	24,782	24,628	24,574	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	263	855		45	90	10		41					
補填財源	1. 損益勘定留保資金												
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	263	855		45	90	10		41				
計 (F)	263	855		45	90	10		41					
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	189,088	299,744	272,432	263,843	246,062	256,085	261,515	237,114	214,571	189,789	165,161	140,587	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 〔決算〕 〔見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収益的収支分		9,687	18,398	20,635	12,414	13,320	9,134	16,019	17,146	17,158	17,383	17,460	17,545
	うち基準内繰入金	2,493	2,693	4,627	4,192	4,055	3,822	4,025	4,140	3,769	3,420	3,039	2,654
	うち基準外繰入金	7,194	15,705	16,008	8,222	9,265	5,312	11,994	13,006	13,389	13,963	14,421	14,891
資本的収支分		25,967	27,162	27,312	26,089	34,081	28,577	25,369	24,701	22,543	24,782	24,628	24,574
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	25,967	27,162	27,312	26,089	34,081	28,577	25,369	24,701	22,543	24,782	24,628	24,574
合 計		35,654	45,560	47,947	38,503	47,401	37,711	41,388	41,847	39,701	42,165	42,088	42,119

# 八頭町小規模集合排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 八頭町

---

事 業 名 : 小規模集合排水処理事業

---

策 定 日 : 平成 29 年 3 月 (令和8年3月改定)

---

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

---

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 供用開始 (供用開始後 22年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用 (令和6年4月1日)
処理区域内人口密度	16.0 人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	流域下水道等への接続なし
処 理 区 数	1地区 竹市処理区		
処 理 場 数	1基(小型合併浄化槽 45人槽)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施していません。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の使用料は、基本料金(世帯割)と世帯人数による加算料金の合計となります。 下記の別表第2に定めるところにより算定した額に消費税額を加算した額を使用料として徴収しています。				
	別表第2(第16条関係)				
	一般家庭の使用料の額 1箇月につき	基本料金 2,129円	世帯員割 1人につき 407円 1人増すごとに407円加算する。	備考 世帯の人数については 当月1日現在の住民基本台帳の 人員とする。	
一般家庭以外の使用料体系 概要・考え方	本町的一般家庭以外の使用料は、従量制(7㎡基本水量あり)の累進使用料です。 下記の別表第3に定めるところにより算定した額に消費税額を加算した額を使用料として徴収しています。				
	別表第3(第16条関係)				
	一般家庭以外 の使用料の額 1箇月につき	水道水等を使用し排除した汚水量		備考	
		基本料金 (7立方メートルまで) 2,129円	超過料金 (1.0立方メートルにつき)		
			23立方メートルまで 111円 43立方メートルまで 120円 73立方メートルまで 129円 73立方メートル超 157円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし				
条例上の使用料*2 (世帯人数3人で算出) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,685 円(税込)	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,702 円(税込)
	令和5年度	3,685 円(税込)		令和5年度	2,471 円(税込)
	令和6年度	3,685 円(税込)		令和6年度	2,447 円(税抜)

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	令和7年3月31日時点で、上下水道課の職員2名が小規模集合排水処理事業の運営に携わっています。
事 業 運 営 組 織	<p>本町下水道等事業は、令和6年4月1日に地方公営企業法の一部(財務規定)を適用しています。上下水道課は管理職1名、上水道係5名、下水道係2名、徴収係2名で運営しています。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[上下水道課] --&gt; B[上水道係]     A --&gt; C[下水道係]     A --&gt; D[徴収係]             </pre> </div>

### (2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	水質・汚泥検査業務、施設等管理運営業務、汚泥処理業務、汚泥運搬業務等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	合併浄化槽(45人槽)での排水処理のため、下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設等はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

本町における経費回収率は令和6年度で81.38%であり、下水道使用料で汚水処理に必要な経費を賄い切れていません。類似団体の平均値32.02%と比較すると高い水準にありますが、維持管理費に対する下水道使用料の比率(以下、「経費回収率(維持管理費)」)においては100%を下回っており、下水道施設を維持管理していくために必要な費用を下水道使用料で賄い切れていません。

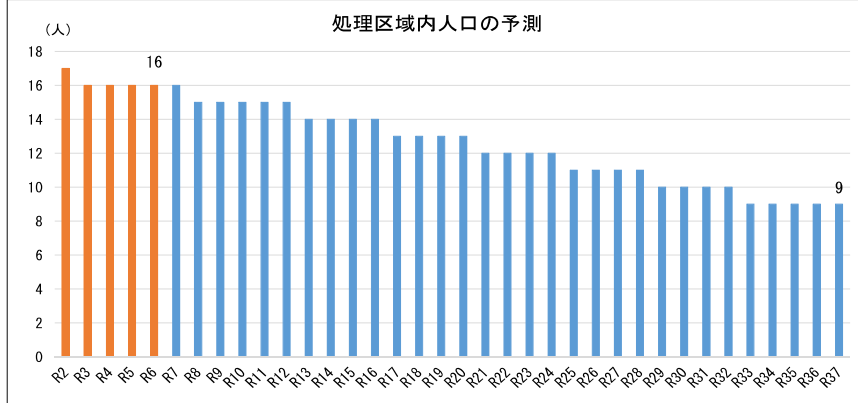
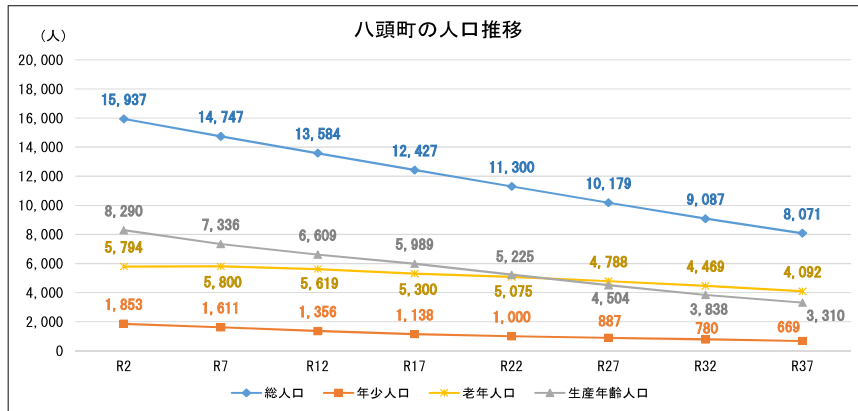
(単位:千円)	
項目	令和6年度 (実績値)
経費回収率(維持管理費)	92.20%
維持管理費	218
下水道使用料	201

このような現状から、快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な使用料体系の在り方を検討する必要があります。

## 2. 将来の事業環境

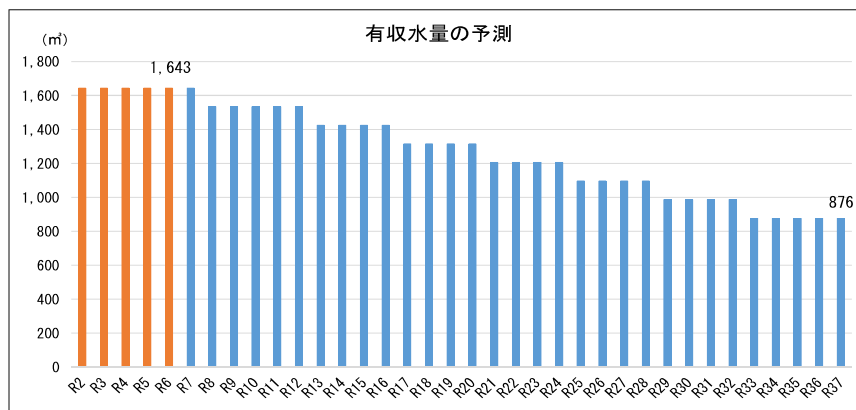
### (1) 処理区域内人口の予測

本町の総人口は昭和55年から昭和60年にかけてやや増加したものの、これ以降急速に減少しています。国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)'日本の将来推計人口(令和5年度推計)」準拠の推計では、令和37年には8,000人程度まで減少すると推計されています。社人研の推計を基準に処理区域内人口を予測すると、令和6年度の16人から令和37年度には9人まで減少する試算となりました。



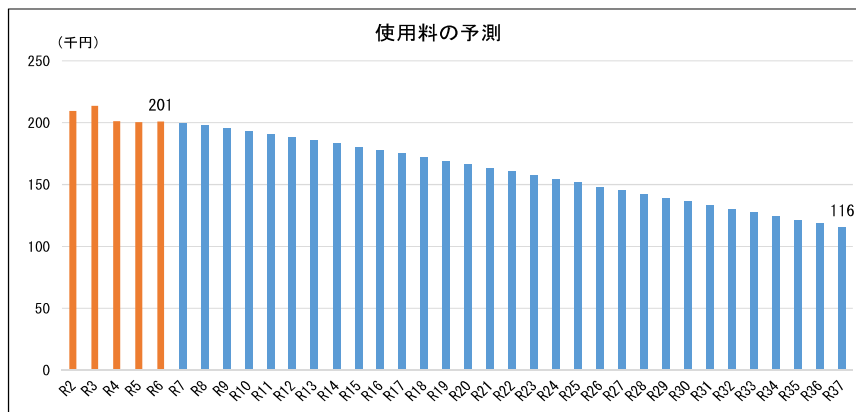
### (2) 有収水量の予測

有収水量は人口と同様に減少する予測であり、令和6年度では1,643m<sup>3</sup>でしたが、令和37年度には876m<sup>3</sup>まで減少の見通しです。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入は人口の減少及び有収水量とともに減少する予測であり、令和6年度では201千円でしたが令和37年度では116千円まで減少する見通しです。



### (4) 施設の見通し

管渠施設の総整備延長は、汚水管が約1kmとなっています。汚水管は平成14年度から整備されており、最も古い汚水管は令和7年度で整備から23年経過しています。  
下水道終末処理施設である合併浄化槽は生活環境の改善や水質の保全を図るうえで不可欠なものですので、健全な施設管理を行う必要があります。本施設の供用開始は平成15年度ですので、令和7年度で整備から22年経過しています。比較的新しい施設ですが、近い将来には機器の故障や劣化による改修が見込まれます。

### (5) 組織の見通し

上下水道課の職員10名で、上下水道事業の運営を行っています。事業区域が広く施設数が多いなどの現状もあり、人的には厳しい状況です。職員の専門技術・知識等の人材教育を行い、サービスの低下につながらないように配慮しつつ、今後も運営を行っていきます。

## 3. 経営の基本方針

#### ◆町民の安全・快適な生活を守ります

下水道事業の大きな役割には、快適な住環境の整備(汚水の排除)、雨水の排除による浸水の防除、川や海といった公共用水域の水質保全という3つがあります。これら3つの役割を着実に果たし、住みよいまちづくりに貢献します。

#### ◆持続可能な事業運営に努めます

下水道事業は、町民生活には無くてはならない重要な役割を担っているため、長期的な視点による事業運営を行わなければいけません。適正な事業計画のもとに運営を行い、将来にわたり暮らし続けることができる環境づくりに貢献します。

#### ◆経営基盤の強化に努めます

独立採算を原則とした企業体であるため、業務の効率化とコスト削減に努め、最小の経費で、最良のサービスを提供します。経費回収率は81.38%となっており、類似団体すると高い水準にありますが、経費回収率(維持管理費)は100%を下回っており、下水道施設を維持管理していくために必要な費用を下水道使用料で賄い切れていません。近年の物価等上昇を考慮すると、今後も維持管理費は増加すると予想されるため、経費回収率の指標は低下する見込みにあります。そのため、令和17年度における経費回収率60%を目標として、使用料改定を検討します。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資コストの縮減を図り、計画的な整備・改築・更新を行い、合理的な経営に努めます。
-----	--

計画期間(令和8年度から令和17年度)においては、投資・改築計画は予定していません。

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経営の効率化・合理化によるコスト削減とともに、使用料収納の徹底に努め、一般会計からの繰入金を減らすことを目標とします。
-----	---

小規模集合排水処理事業の整備は完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込まれません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれます。収納率及び水洗化率の向上につとめ、減収を最小限に抑えた計画としています。また、使用料の見直しについては、5年おきに実施しています。

###### ① 下水道使用料

人口減少に伴い、使用料収入も同様に減少する見通しで設定しています。

###### ② 一般会計からの繰入金

元利償還に係る繰入金を計上しています。  
また、運営に対して不足する金額を収益的収入の基準外繰入として計上しています。  
下水道事業の経営基盤強化のため、使用料改定を目指します。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

###### ① 動力費

令和6年度決算値を基準に、物価及び水量を考慮して推計しています。

###### ② 修繕費

過去5年間を平均値を基準に、物価を考慮して推計しています。

###### ③ 職員給与費

本事業での計上はありません。

###### ④ 材料費

過去5年間を平均値を基準に、物価を考慮して推計しています。

###### ⑤ 経費(その他)

過去5年間の平均値又は決算値を基準に、物価等を考慮して推計しています。

※物価上昇率、賃金上昇率は「中長期的な経済財政に関する試算(内閣府)」を参考にして設定しています。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	採算性を念頭に置き、本町にあった施策を随時検討します。また、隣接する他処理区(農業集落排水処理区等)への、コスト削減につながる統合についての投資計画を今後検討します。
投資の平準化に関する事項	合併浄化槽の改築・更新とともに、管路施設についても老朽化に伴う更新が将来的に必要となります。管路施設の更新コストは処理施設と比べ多額のコストがかかるため、投資の平準化を図り、計画的な更新を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、定期的な使用料改定を検討する必要があります。 令和7年度現在、上下水道運営審議会において使用料体系の見直しを含めた使用料の改定について検討していきます。 本計画では、令和17年度における経費回収率60%以上を目標として、5年ごとに使用料改定の必要性の検証及び、改定率の試算を行います。
資産活用による収入増加の取組について	本町の規模・財政状態等の諸条件から、収入増につながる資産活用は実施していませんが、本町に見合った資産活用を随時検討します。
その他の取組	なし

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等、PPP/PFIなどは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討します。
職員給与費に関する事項	なし
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	入札による発注を継続して、今後も経費の削減に努めます。
修繕費に関する事項	定期的な点検を行い、適切な修繕を実施します。長期的な視点でコスト削減に励むとともに、財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・事業運営の効率化に努めます。
その他の取組	収納率・水洗化率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組みます。また、会計システム及び料金システムの共同化による事務の効率化、コスト削減の可能性を検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	本経営戦略は、投資関連計画の進捗及び見直し等、経営状況の変化に合わせて、5年ごとに行います。 経営戦略の改定、見直しと合わせて使用料改定の必要性を検証し、適切な負担水準の検討を行います。											
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	経営戦略計画期間	▶										
	経営戦略改定版の策定 (改定、中間見直し)	▶					▶					
使用料の見直し(検討)	▶					▶						▶

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

鳥取県 八頭町

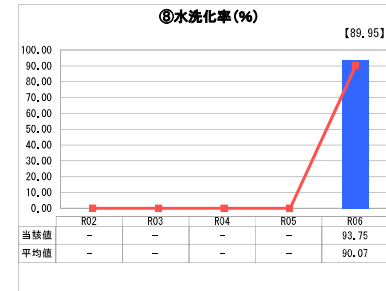
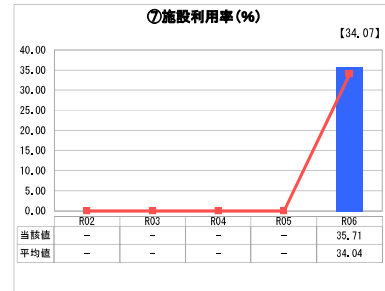
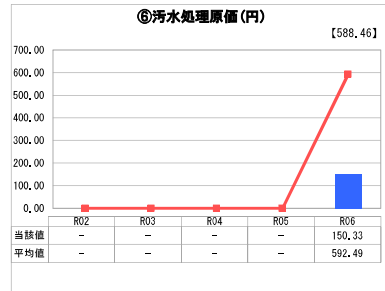
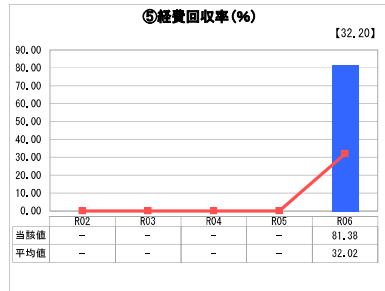
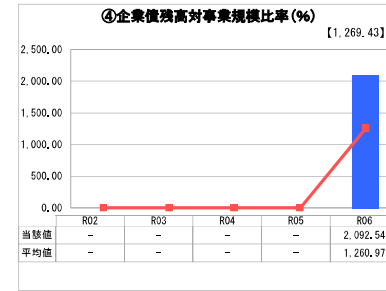
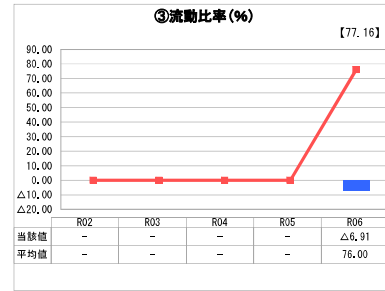
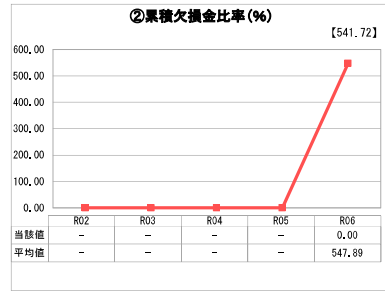
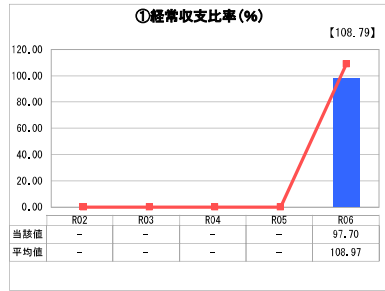
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	小規模集合排水処理	12	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)
-	42.15	0.10	90.03	3,685

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
15,488	206.71	74.93
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
16	0.01	1,600.00

**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

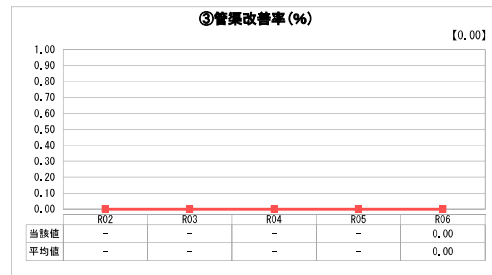
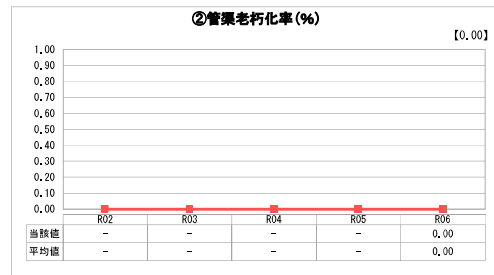
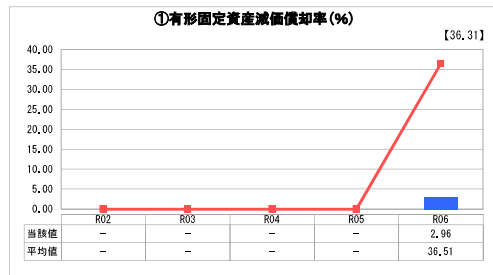
### 1. 経営の健全性・効率性について

● 経常収支比率は、類似団体より11.27%下回っている。今後、料金収入は人口減少により減少で推移することから、上下水道運営審議会の答申に基づく料金の引き上げを着実に実行する予定である。● 企業債残高比率は、既発債の着実な償還により減少傾向にあるものの、類似団体と比較して831.57%も上回っているため、事業規模の面から見ても経営状況の健全性は低いと言える。今後地方債残高は着実に減少する見込みではあるが、事業規模に沿った健全性を確保するため、料金の引き上げなど、比率の改善に向けた対策を行っていく。● 経費回収率は類似団体と比較して大きく上回る結果となっている。料金収入の徴収強化や修繕費の抑制等を行うとともに、料金の引き上げ等更なる対策を行い、経費回収率100%を目指す。また、公営企業会計へ移行し初年度となることから、決算数値の精査・確認も実施する必要がある。● 汚水処理原価についても類似団体を442.1%上回る数値となっている。全国平均と比較しても処理費用の効率性は高い水準にあり、継続して更なる維持管理費の抑制に努めていく。● 施設利用率は類似団体と比較して1.67%上回り、全国平均値も上回っている。今後さらなる向上を図っていく。● 水洗化率はすでに高い水準にあり、類似団体と比較すると8.68%上回っている。広域等により今後も継続して100%を目指していく。

### 2. 老朽化の状況について

管渠については、下水道事業開始以後、耐用年数を迎えておらず、これまで緊急的に更新する必要がなかったため、管渠改善率が0で推移している。当該処理区（小規模集合排水）の処理施設は非常に小規模なものであり、当面は軽微な修繕等により維持することが可能であるが、適切かつ計画的な維持管理を行い、施設を適正な状況で維持していく必要がある。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

処理区域や施設規模の小ささからみて、今後の大幅な維持管理費の抑制は難しいと考えるが、人口減少による料金収入の減少は避けられない状況にあるため、他の下水道事業と併せて、運営審議会の答申に沿った料金の見直し等の対策を進めていくことが必要である。今後、施設更新に伴う多額の費用発生の見込みは無いものの、適切な施設の維持管理を行いながら、経営の健全化を図らなければならない。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円、%)

区 分		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益	1. 営業収益 (A)		201	194	197	195	193	191	188	186	183	180	178	175
	(1) 料金収益 (A)		201	194	197	195	193	191	188	186	183	180	178	175
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他													
	2. 営業外収益		522	1,013	636	632	628	624	620	616	612	560	566	571
	(1) 補助金		82	573	196	192	188	184	180	176	172	120	126	131
	他会計補助金		82	573	196	192	188	184	180	176	172	120	126	131
	その他補助金													
	(2) 長期前受金戻入		440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440
	(3) その他													
収入計 (C)		723	1,207	833	827	821	815	808	802	795	740	744	746	
的 収 支	1. 営業費用		651	707	714	717	720	723	726	728	731	733	736	739
	(1) 職員給与													
	基本給													
	退職給付													
	その他													
	(2) 経費		211	267	274	277	280	283	286	288	291	293	296	299
	動力費													
	修繕費													
	材料費													
	その他		211	267	274	277	280	283	286	288	291	293	296	299
(3) 減価償却費		440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	
2. 営業外費用		89	80	71	62	52	43	34	24	14	7	7	7	
(1) 支払利息		82	73	64	55	45	36	27	17	7	7	7	7	
(2) その他		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
支出計 (D)		740	787	785	779	772	766	760	752	745	740	743	746	
経常損益 (C)-(D) (E)		△ 17	420	48	48	49	49	48	50	50			1	
特別利益 (F)		536	543	562	570	579	588	597	606	616				
特別損失 (G)		2												
特別損益 (F)-(G) (H)		534	543	562	570	579	588	597	606	616				
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)		517	963	610	618	628	637	645	656	666			1	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		517	1,480	2,090	2,708	3,336	3,973	4,618	5,274	5,940	5,940	5,941	5,941	
流動資産 (J)		△ 73	291	291	291	291	291	291	291	291	291	291	291	
うち未収金														
流動負債 (K)		1,056	1,066	1,075	1,084	1,093	1,103	1,113	1,122	42	42	42	42	
うち建設改良費分		1,015	1,024	1,033	1,042	1,052	1,061	1,071	1,080					
うち一時借入金														
うち未払金		42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)														
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)		201	194	197	195	193	191	188	186	183	180	178	175	
地方財政法による資金不足の比率 ( (L) / (M) × 100 )														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )														

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区 分														
資本的収入	1. 企業債													
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金	76												
	4. 他会計負担金	921	1,004	1,024	1,033	1,042	1,052	1,061	1,071	1,080				
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金													
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金													
	9. その他													
	計 (A)	997	1,004	1,024	1,033	1,042	1,052	1,061	1,071	1,080				
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	997	1,004	1,024	1,033	1,042	1,052	1,061	1,071	1,080				
	資本的支出	1. 建設改良費												
		うち職員給与費												
2. 企業債償還金		1,005	1,015	1,024	1,033	1,042	1,052	1,061	1,071	1,080				
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	1,005	1,015	1,024	1,033	1,042	1,052	1,061	1,071	1,080					
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	8	11												
補填財源	1. 損益勘定留保資金													
	2. 利益剰余金処分別額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	8	11											
計 (F)	8	11												
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	8,377	7,362	6,339	5,306	4,264	3,212	2,151	1,080						

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収益的収支分		82	573	196	192	188	184	180	176	172	120	126	131
	うち基準内繰入金	82	73	64	55	45	36	27	17	7			
	うち基準外繰入金		500	132	137	143	148	153	159	165	120	126	131
資本的収支分		997	1,004	1,024	1,033	1,042	1,052	1,061	1,071	1,080			
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	997	1,004	1,024	1,033	1,042	1,052	1,061	1,071	1,080			
合 計		1,079	1,577	1,220	1,225	1,230	1,236	1,241	1,247	1,252	120	126	131

# 八頭町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 八頭町

---

事 業 名 : 農業集落排水事業

---

策 定 日 : 平成 29 年 3 月 (令和8年3月改定)

---

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

---

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度 供用開始 (供用開始後 32年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用 (令和6年4月1日)
処理区域内人口密度	6.85 人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	流域下水道等への接続なし
処 理 区 数	11地区 (大御門処理区、国中処理区、私都第1処理区、私都第2処理区、船岡処理区、隼処理区、大伊処理区、安部中央処理区、八東中央処理区、用呂処理区、日田処理区)		
処 理 場 数	11箇所 (大御門処理場、国中処理場、私都第1処理場、私都第2処理場、船岡処理場、隼処理場、大伊処理場、安部中央処理場、八東中央処理場、用呂処理場、日田処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成21年度 最適整備構想策定(3処理区) 平成28年度 最適整備構想策定(11処理区)  【過去の統廃合】 ■ 令和3年度に日下部処理区を安部中央処理区へ統合 ■ 令和7年度に日田処理区を丹比中央処理区(特定環境保全公共下水道事業)へ統合		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の使用料は、基本料金(世帯割)と世帯人数による加算料金の合計となります。 下記の別表第2に定めるところにより算定した額に消費税額を加算した額を使用料として徴収しています。				
	別表第2(第16条関係)				
一般家庭以外の使用料体系 概要・考え方	本町的一般家庭以外の使用料は、従量制(7㎡基本水量あり)の累進使用料です。 下記の別表第3に定めるところにより算定した額に消費税額を加算した額を使用料として徴収しています。				
	別表第3(第16条関係)				
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし				
条例上の使用料*2 (世帯人数3人で算出) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,685 円(税込)	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,856 円(税込)
	令和5年度	3,685 円(税込)		令和5年度	3,499 円(税込)
	令和6年度	3,685 円(税込)		令和6年度	3,506 円(税抜)

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	令和7年3月31日時点で、上下水道課の職員3名が農業集落排水事業の運営に携わっています。
事業運営組織	<p>本町下水道等事業は、令和6年4月1日に地方公営企業法の一部(財務規定)を適用しています。上下水道課は管理職1名、上水道係5名、下水道係2名、徴収係2名で運営しています。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[上下水道課] --&gt; B[上水道係]     A --&gt; C[下水道係]     A --&gt; D[徴収係]             </pre> </div>

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	水質・汚泥検査業務、施設等管理運営業務、汚泥処理業務、汚泥運搬業務、不明水調査業務、電気保安管理業務等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	採算性の観点より、本町の諸条件では十分な費用対効果が得られないと判断し、下水道熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設等はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

本町における経費回収率は令和6年度で55.87%であり、下水道使用料で汚水処理に必要な経費を賄い切れていません。類似団体の平均値58.41%及び鳥取県内の平均値75.46%(※)と比較すると、低い水準にあります。また、維持管理費に対する下水道使用料の比率(以下、「経費回収率(維持管理費)」)においても100%を下回っており、下水道施設を維持管理していくために必要な費用を下水道使用料で賄い切れていません。

(単位:千円)

項目	令和6年度 (実績値)
経費回収率(維持管理費)	56.18%
維持管理費	226,855
下水道使用料	127,440

このような現状から、快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な使用料体系の在り方を検討する必要があります。

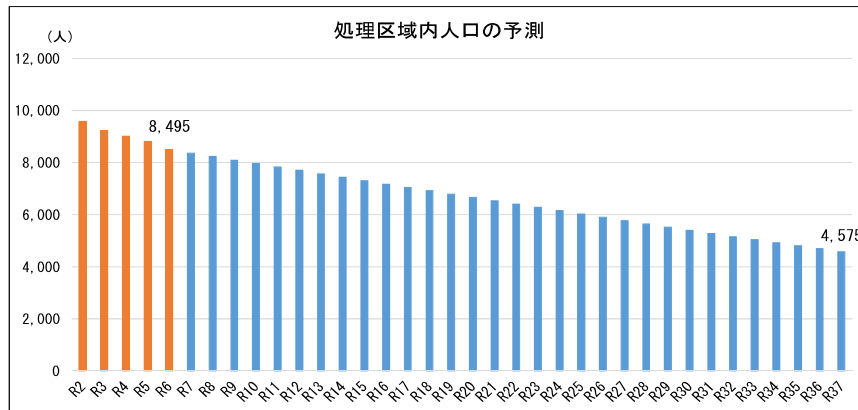
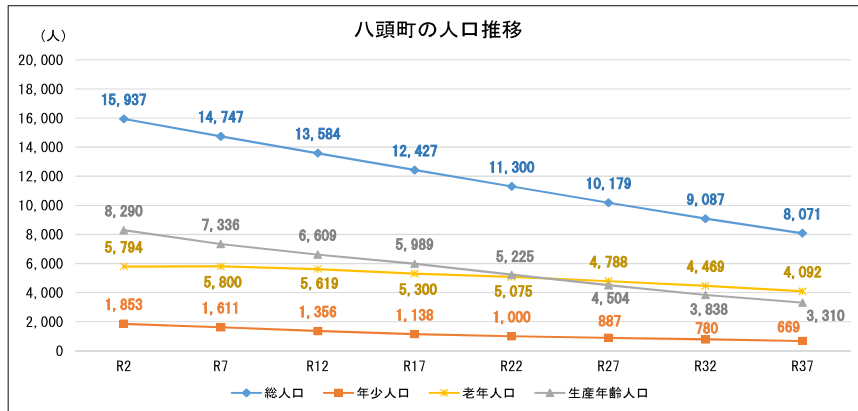
※鳥取県内平均値は令和5年度の値です。地方公営企業法を適用した団体を対象として集計しています。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

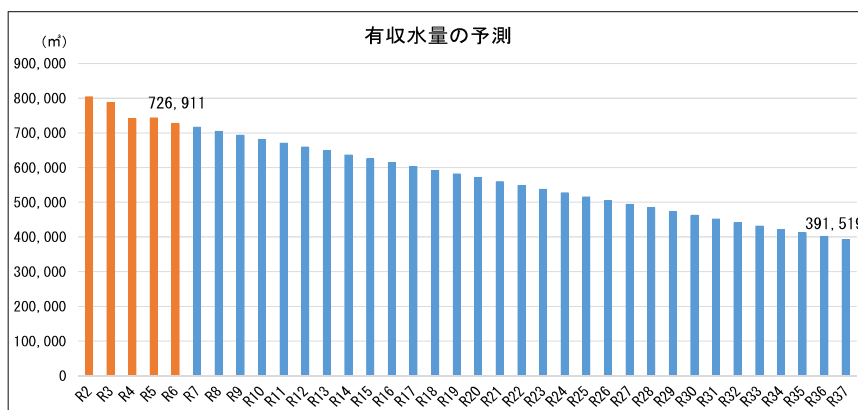
本町の総人口は昭和55年から昭和60年にかけてやや増加したものの、これ以降急速に減少しています。国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)'日本の将来推計人口(令和5年度推計)』準拠の推計では、令和37年には8,000人程度まで減少すると推計されています。

社人研の推計を基準に処理区域内人口を予測すると、令和6年度の8,495人から令和37年度には4,575人まで減少する試算となりました。



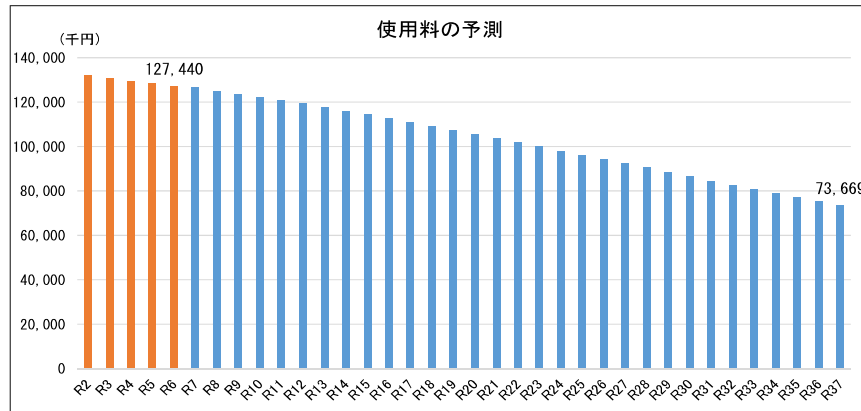
### (2) 有収水量の予測

有収水量は人口と同様に減少する予測であり、令和6年度では726,911m<sup>3</sup>でしたが、令和37年度には391,519m<sup>3</sup>まで減少する見通しです。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入は人口の減少及び有収水量とともに減少する予測であり、令和6年度では127,440千円でしたが令和37年度では73,669千円まで減少する見通しです。



### (4) 施設の見通し

管渠施設の総整備延長は、污水管が約144kmとなっています。污水管は昭和63年度から整備されており、最も古い污水管は令和7年度で整備から37年経過しています。  
各処理区の下水道終末処理場は生活環境の改善や水質の保全を図るうえで不可欠なものですので、健全な施設管理を行う必要があります。本施設の供用開始はもっとも古い施設で昭和63年度ですので、令和7年度で整備から37年経過しており、一部の機器で故障や劣化が見られ、改築・更新の時期を迎えています。  
そこで本町では、処理施設及び管路の機能診断調査により健全度評価を行い、事故発生や機能停止を未然に防止すると共に、施設・設備の健全度を保つ適正な改築・更新を前提とした、ライフサイクルコストを最小化する農業集落排水施設最適整備構想を策定しています。

### (5) 組織の見通し

上下水道課の職員10名で、上下水道事業の運営を行っています。事業区域が広く施設数が多いなどの現状もあり、人員的には厳しい状況です。職員の専門技術・知識等の人材教育を行い、サービスの低下につながらないように配慮しつつ、今後も運営を行っていきます。

## 3. 経営の基本方針

- ◆ 町民の安全・快適な生活を守ります  
下水道事業の大きな役割には、快適な住環境の整備(汚水の排除)、雨水の排除による浸水の防除、川や海といった公共用水域の水質保全という3つがあります。これら3つの役割を着実に果たし、住みよいまちづくりに貢献します。
- ◆ 持続可能な事業運営に努めます  
下水道事業は、町民生活には無くてはならない重要な役割を担っているため、長期的な視点による事業運営を行わなければいけません。適正な事業計画のもとに運営を行い、将来にわたり暮らし続けることができる環境づくりに貢献します。
- ◆ 経営基盤の強化に努めます  
独立採算を原則とした企業体であるため、業務の効率化とコスト削減に努め、最小の経費で、最良のサービスを提供します。  
一方で、経費回収率が55.87%となっており、類似団体及び鳥取県内平均値として低い水準にあります。  
経費回収率(維持管理費)も100%を下回っており、下水道施設を維持管理していくために必要な費用を下水道使用料で賄い切れていない状況です。  
近年の物価等上昇を考慮すると、今後も維持管理費は増加すると予想されるため、経費回収率の指標は低下する見込みにあります。  
そのため、令和17年度における経費回収率55%以上を目標として、5年に1回使用料改定等の検討を実施します。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資コストの縮減を図り、計画的な整備・改築・更新を行い、合理的な経営に努めます。
-----	--

下水道事業は、町民生活のライフラインとして極めて重要な役割をになっており、事故発生や機能停止などが起これば、社会に重大な影響を及ぼします。そこで本町では、処理施設及び管路の機能診断調査により健全度評価を行い、事故発生や機能停止を未然に防止すると共に、施設・設備の健全度を保つ適正な改築・更新を前提とした、ライフサイクルコストを最小化する農業集落排水施設最適整備構想を策定しています。計画期間においては、各処理施設の設備更新及びマンホール等の管路施設更新に係る建設改良費として、10年間で3.0億円を予定しています。

年次計画及び年割額（千円）											
区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	合計
処理施設	17,092	22,477	32,047	22,623	25,322	18,598	17,188	17,205	18,640	55,674	246,866
マンホール等工事	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	55,000
計	22,592	27,977	37,547	28,123	30,822	24,098	22,688	22,705	24,140	61,174	301,866

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経営の効率化・合理化によるコスト削減とともに、使用料収納の徹底に努め、一般会計からの繰入金を減らすことを目標とします。
-----	---

農業集落排水事業の整備は概ね完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込まれません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していく見込まれます。収納率及び水洗化率の向上に努め、減収を最小限に抑えた計画としています。また、使用料の見直しについては、5年おきに実施しています。

- ① 下水道使用料  
人口減少に伴い、使用料収入も同様に減少する見通しで設定しています。
- ② 一般会計からの繰入金  
元利償還に係る繰入金を計上しています。  
また、運営に対して不足する金額を収益的収入の基準外繰入として計上しています。  
下水道事業の経営基盤強化のため、使用料改定を目指します。
- ③ 国県補助金  
(資本的収入)  
最適整備構想に基づく設備等の更新に係る建設改良費は、補助率50%で計上しています。
- ④ 企業債  
建設改良費から国県補助金等を差し引いた金額を計上しています。
- ⑤ その他の収入  
直近5年の平均値又は予算値を基準に推計しています。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ① 動力費  
令和6年度決算値を基準に、物価及び水量を考慮して推計しています。
  - ② 修繕費  
過去5年間を平均値を基準に、物価を考慮して推計しています。
  - ③ 職員給与費  
令和6年度決算値を基準に、賃金上昇率を考慮して推計しています。
  - ④ 材料費  
過去5年間を平均値を基準に、物価を考慮して推計しています。
  - ⑤ 経費(その他)  
過去5年間の平均値又は決算値を基準に、物価等を考慮して推計しています。
- ※物価上昇率、賃金上昇率は「中長期的な経済財政に関する試算(内閣府)」を参考にして設定しています。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	採算性を念頭に置き、本町にあった施策を随時検討します。また、隣接する他処理区(農業集落排水処理区等)との、コスト削減につながる統合についての投資計画を今後検討します。
投資の平準化に関する事項	処理場の改築・更新とともに、管路施設についても老朽化に伴う更新が必要となります。管路施設の更新コストは処理場と比べ多額のコストがかかるため、投資の平準化を図り、計画的な更新を行います。また、処理場等の更新については処理区統合の状況を考慮し、今後も検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、定期的な使用料改定を検討する必要があります。令和7年度現在、上下水道運営審議会において使用料体系の見直しを含めた使用料の改定について検討していきます。本計画では、令和17年度における経費回収率55%以上を目標として、5年ごとに使用料改定の必要性の検証及び、改定率の試算を行います。
資産活用による収入増加の取組について	本町の規模・財政状態等の諸条件から、収入増につながる資産活用は実施していませんが、本町に見合った資産活用を随時検討します。
その他の取組	なし

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等、PPP/PFIなどは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討します。
職員給与費に関する事項	計画期間中の人員の増減なく算出しましたが、業務内容の変化に応じて職員の増減を検討します。
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	入札による発注を継続して、今後も経費の削減に努めます。
修繕費に関する事項	最適整備構想に基づく改築・更新を実施し、長期的な視点でコスト削減に励むとともに、財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	搬出汚泥減容化対策の充実を図るとともに、業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・事業運営の効率化に努めます。
その他の取組	収納率・水洗化率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組みます。また、会計システム及び料金システムの共同化による事務の効率化、コスト削減の可能性を検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	本経営戦略は、投資関連計画の進捗及び見直し等、経営状況の変化に合わせて、5年ごとに行います。 経営戦略の改定、見直しと合わせて使用料改定の必要性を検証し、適切な負担水準の検討を行います。											
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	経営戦略計画期間											
	経営戦略改定版の策定 (改定、中間見直し)											
使用料の見直し(検討)												

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

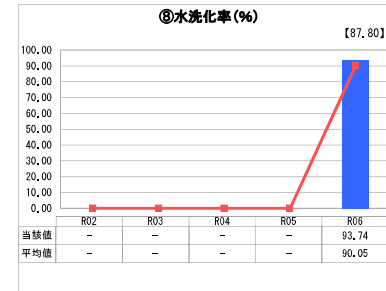
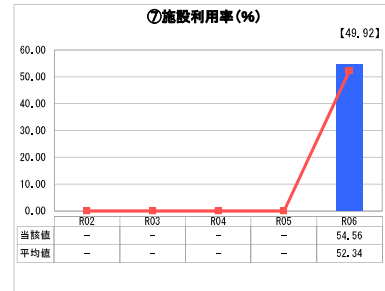
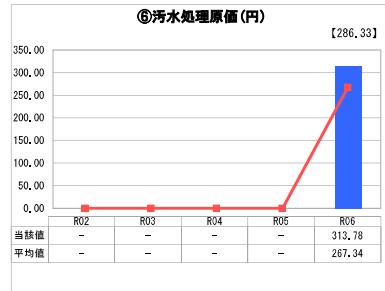
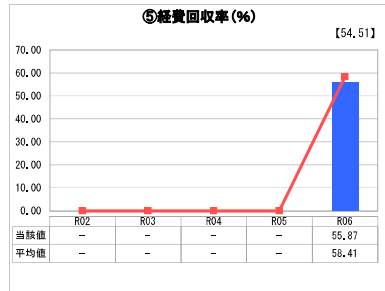
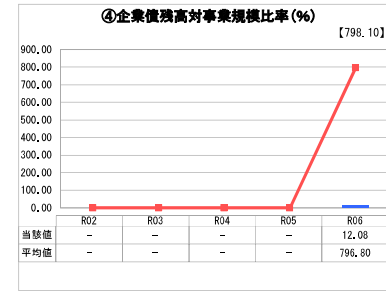
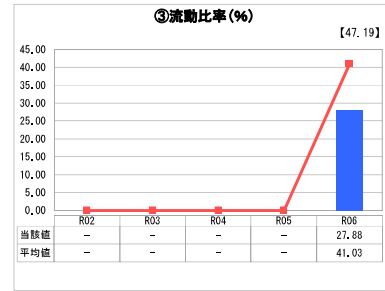
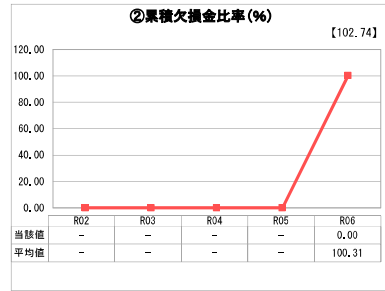
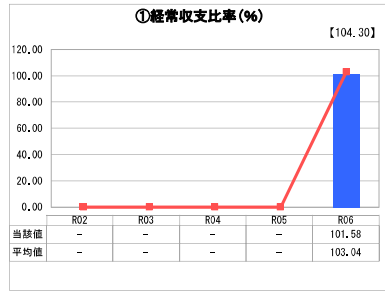
鳥取県 八頭町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	78.42	55.62	90.00	3,685

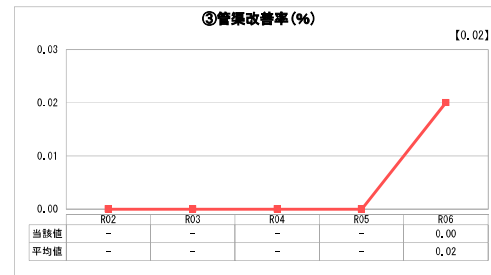
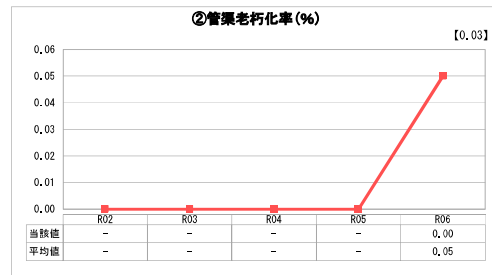
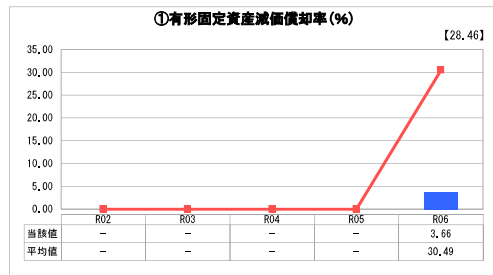
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
15,488	206.71	74.93
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
8,562	12.41	689.93

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

●経常収支比率は、類似団体より1.46%下回っている。今後、料金収入は人口減少により減少で推移することから、上下水道運営審議会の答申に基づく料金の引き上げを着実に実行する予定である。●企業債残高比率は、事業規模の面からみて健全な状況であるといえる。今後の施設更新等の建設事業の規模も下水道事業開始時と比較して大きなものとはならないため、これまでと同様に比率は低水準で推移すると見込まれる。●経費回収率は類似団体と比較し2.54%下回る結果となっている。料金収入の徴収強化や修繕費の抑制等を行うとともに、料金の引き上げ等なる対策が必要である。公営企業会計へ移行し初年度となることから、決算数値の精査・確認も実施する必要がある。●汚水処理原価についても類似団体を46.44%上回る数値となっている。全国平均と比較しても処理費用の効率性は低い水準にあり、継続して更なる維持管理費の抑制に努めなければならない。●施設利用率は類似団体と比較して2.22%上回り、全国平均値も上回っている。今後は隣接する農業集落排水処理区との統合等による余剰能力の活用方法を検討し、さらなる向上を図っていく。●水洗化率はすでに高い水準にあり、類似団体と比較すると8.69%上回っている。広報等により今後も継続して100%を目指していく。

### 2. 老朽化の状況について

管渠については、下水道事業開始以後、耐用年数に達したものがなく、これまで緊急的に更新する必要性がなかったため、管渠改善率は0で推移している。しかし、大半が耐用年数を経過している処理施設の機械設備や電気設備の老朽化が特に目立ってきており、現在、ストックマネジメント事業に取り組んでいるところである。今後、これらの事業実施等により施設更新に取り組んでいく予定であるが、事業費の平準化を図りながら計画的に実施していく必要がある。

### 全体総括

今後、維持管理費の更なる抑制を図ることは当然ながら、人口減少による料金収入の減少、老朽化施設の更新費用の増大等に対応していくためには、運営審議会の答申に沿った料金の見直し等の対策を進めていく必要がある。また、効率的な施設運営を行っていくためには、公共下水道を含めた下水道事業全体としての処理区統合についても検討・実施を進めていかなければならない。管渠については、まだ耐用年数に達しているものがないものの、車道部のマンホール蓋については、随所で経年劣化が見られるため、更新事業を実施していく必要がある。処理施設の機械・電気設備については、計画的に更新を行い、事業費の平準化を行いながら健全な事業経営へ向けた努力を行ってきたい。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算) 〔見 込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益	1. 営 業 収 益 (A)		127,688	120,762	125,125	123,728	122,337	120,937	119,523	117,845	116,171	114,489	112,795	111,111
	(1) 料 金 収 入		127,440	120,761	125,125	123,728	122,337	120,937	119,523	117,845	116,171	114,489	112,795	111,111
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他		248	1										
	2. 営 業 外 収 益		382,237	396,901	376,519	374,495	375,233	376,188	376,334	378,215	379,989	381,643	383,855	384,729
	(1) 補 助 金		131,763	148,631	128,899	127,572	128,183	128,820	128,786	130,024	132,243	134,307	137,149	138,936
	他 会 計 補 助 金		131,763	148,631	128,899	127,572	128,183	128,820	128,786	130,024	132,243	134,307	137,149	138,936
	そ の 他 補 助 金			595										
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		250,474	248,270	247,620	246,923	247,050	247,368	247,548	248,191	247,746	247,336	246,706	245,793
	(3) そ の 他													
収 入 計 (C)		509,925	517,663	501,644	498,223	497,570	497,125	495,857	496,060	496,160	496,132	496,650	495,840	
的 収 支	1. 営 業 費 用		470,545	479,800	474,591	475,738	477,702	479,848	481,842	484,291	485,667	487,088	488,304	489,257
	(1) 職 員 給 与 費		22,431	21,475	23,751	24,084	24,397	24,689	24,961	25,211	25,463	25,717	25,974	26,234
	基 本 給 付 費		11,712	10,916	12,401	12,575	12,739	12,891	13,033	13,164	13,295	13,428	13,562	13,698
	そ の 他		10,719	10,559	11,350	11,509	11,658	11,798	11,928	12,047	12,168	12,289	12,412	12,536
	(2) 経 費		197,640	210,055	203,216	204,722	206,242	207,773	209,313	210,868	212,434	214,009	215,595	217,196
	動 力 費		30,623	32,395	30,955	30,758	30,558	30,351	30,137	29,919	29,695	29,463	29,223	28,980
	修 繕 費		50,406	44,165	49,316	49,809	50,307	50,810	51,318	51,831	52,350	52,873	53,402	53,936
	材 料 費													
	そ の 他		116,611	133,495	122,945	124,155	125,377	126,612	127,858	129,118	130,389	131,673	132,970	134,280
	(3) 減 価 償 却 費		250,474	248,270	247,624	246,932	247,063	247,386	247,568	248,212	247,770	247,362	246,735	245,827
2. 営 業 外 費 用		31,425	26,824	22,667	19,151	16,144	13,698	11,638	10,453	9,812	9,389	9,330	9,397	
(1) 支 払 利 息		25,233	20,632	16,475	12,959	9,952	7,506	5,446	4,261	3,620	3,197	3,138	3,205	
(2) そ の 他		6,192	6,192	6,192	6,192	6,192	6,192	6,192	6,192	6,192	6,192	6,192	6,192	
支 出 計 (D)		501,970	506,624	497,258	494,889	493,846	493,546	493,480	494,744	495,479	496,477	497,634	498,654	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		7,955	11,039	4,386	3,334	3,724	3,579	2,377	1,316	681	△ 345	△ 984	△ 2,814	
特 別 利 益 (F)														
特 別 損 失 (G)		6,838												
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 6,838												
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		1,117	11,039	4,386	3,334	3,724	3,579	2,377	1,316	681	△ 345	△ 984	△ 2,814	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		1,115	12,154	16,540	19,874	23,598	27,177	29,554	30,870	31,551	31,206	30,222	27,408	
流 動 資 産 (J)		83,142	90,205	90,205	90,205	90,205	90,205	90,205	90,205	90,205	90,205	90,205	90,205	
うち 未 収 金		21,504	21,504	21,504	21,504	21,504	21,504	21,504	21,504	21,504	21,504	21,504	21,504	
流 動 負 債 (K)		298,171	279,232	255,825	227,654	204,643	162,384	113,354	103,003	64,579	53,663	46,995	43,837	
うち 建 設 改 良 費 分		270,215	250,847	227,776	199,582	176,550	134,270	85,221	74,852	36,411	25,477	18,791	15,614	
うち 一 時 借 入 金														
うち 未 払 金		26,386	26,386	26,386	26,386	26,386	26,386	26,386	26,386	26,386	26,386	26,386	26,386	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		127,688	120,762	125,125	123,728	122,337	120,937	119,523	117,845	116,171	114,489	112,795	111,111	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )														

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 〔決算 見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区 分														
資本的 収 入	1. 企業債	8,900	11,100	22,200	24,900	29,700	25,000	26,400	23,000	22,300	22,300	23,000	41,500	
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金	873												
	4. 他会計負担金	282,024	269,576	248,974	225,770	197,441	174,403	132,117	83,279	73,356	35,009	24,403	17,711	
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金			295	2,988	7,773	3,061	4,411	1,048	343	352	1,069	19,587	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	1,358	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	
	9. その他													
	計 (A)	293,155	281,316	272,109	254,298	235,554	203,104	163,568	107,967	96,639	58,301	49,112	79,438	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	293,155	281,316	272,109	254,298	235,554	203,104	163,568	107,967	96,639	58,301	49,112	79,438	
	資本的 支 出	1. 建設改良費	10,567	11,274	22,592	27,977	37,547	28,123	30,822	24,098	22,688	22,705	24,140	61,174
うち職員給与費														
2. 企業債償還金		283,672	270,215	250,847	227,776	199,582	176,550	134,270	85,221	74,852	36,411	25,477	18,791	
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	294,239	281,489	273,439	255,753	237,129	204,673	165,092	109,319	97,540	59,116	49,617	79,965		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,084	173	1,330	1,455	1,575	1,569	1,524	1,352	901	815	505	527		
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金		173	1,330	1,455	1,575	1,569	1,524	1,352	723				
	2. 利益剰余金処分額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	1,084								178	815	505	527	
計 (F)	1,084	173	1,330	1,455	1,575	1,569	1,524	1,352	901	815	505	527		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	1,443,876	1,186,160	958,914	757,437	587,555	436,006	328,136	265,915	213,363	199,252	196,775	219,485		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 〔決算 見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収益的収支分		131,763	148,036	128,899	127,572	128,183	128,820	128,786	130,024	132,243	134,307	137,149	138,936
	うち基準内繰入金	26,238	20,632	17,707	14,325	11,453	9,013	6,959	5,564	4,476	3,959	3,572	3,644
	うち基準外繰入金	105,525	127,404	111,192	113,247	116,730	119,807	121,827	124,460	127,767	130,348	133,577	135,292
資本的収支分		282,897	269,576	248,974	225,770	197,441	174,403	132,117	83,279	73,356	35,009	24,403	17,711
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	282,897	269,576	248,974	225,770	197,441	174,403	132,117	83,279	73,356	35,009	24,403	17,711
合 計	414,660	417,612	377,873	353,342	325,624	303,223	260,903	213,303	205,599	169,316	161,552	156,647	

# 八頭町個別排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 八頭町

---

事 業 名 : 個別排水処理事業

---

策 定 日 : 平成 29 年 3 月 (令和8年3月改定)

---

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

---

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 供用開始 (供用開始後 22年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用 (令和6年4月1日)
処理区域内人口密度	5.0 人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	流域下水道等への接続なし
処 理 区 数	1地区		
処 理 場 数	10基(小型合併浄化槽)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施していません。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

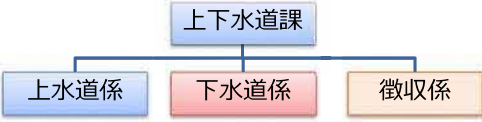
#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の使用料は、基本料金(世帯割)と世帯人数による加算料金の合計となります。 下記の別表第2に定めるところにより算定した額に消費税額を加算した額を使用料として徴収しています。				
	別表第2(第16条関係)				
	一般家庭の使用料の額 1箇月につき	基本料金 2,129円	世帯員割 1人につき 407円 1人増すごとに407円加算する。	備考 世帯の人数については 当月1日現在の住民基本台帳の 人員とする。	
一般家庭以外の使用料体系 概要・考え方	本町的一般家庭以外の使用料は、従量制(7㎡基本水量あり)の累進使用料です。 下記の別表第3に定めるところにより算定した額に消費税額を加算した額を使用料として徴収しています。				
	別表第3(第16条関係)				
	一般家庭以外 の使用料の額 1箇月につき	水道水等を使用し排除した汚水量 基本料金 (7立方メートルまで) 2,129円 超過料金 (1.0立方メートルにつき) 23立方メートルまで 111円 43立方メートルまで 120円 73立方メートルまで 129円 73立方メートル超 157円		備考	
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし				
条例上の使用料*2 (世帯人数3人で算出) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,685 円(税込)	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	5,205 円(税込)
	令和5年度	3,685 円(税込)		令和5年度	4,466 円(税込)
	令和6年度	3,685 円(税込)		令和6年度	4,274 円(税抜)

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	令和7年3月31日時点で、上下水道課の職員3名が個別排水処理事業の運営に携わっています。
事業運営組織	<p>本町下水道等事業は、令和6年4月1日に地方公営企業法の一部(財務規定)を適用しています。上下水道課は管理職1名、上水道係5名、下水道係2名、徴収係2名で運営しています。</p>  <pre> graph TD     A[上下水道課] --&gt; B[上水道係]     A --&gt; C[下水道係]     A --&gt; D[徴収係]             </pre>

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	水質・汚泥検査業務、汚泥処理業務、汚泥運搬業務等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	合併処理槽での排水処理のため、下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設等はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

本町における経費回収率は令和6年度で18.06%であり、下水道使用料で汚水処理に必要な経費を賄い切れていません。類似団体の平均値38.55%と比較すると、低い水準にあります。また、維持管理費に対する下水道使用料の比率(以下、「経費回収率(維持管理費)」)においても100%を下回っており、下水道施設を維持管理していくために必要な費用を下水道使用料で賄い切れていません。

(単位:千円)

項目	令和6年度 (実績値)
経費回収率(維持管理費)	23.39%
維持管理費	667
下水道使用料	156

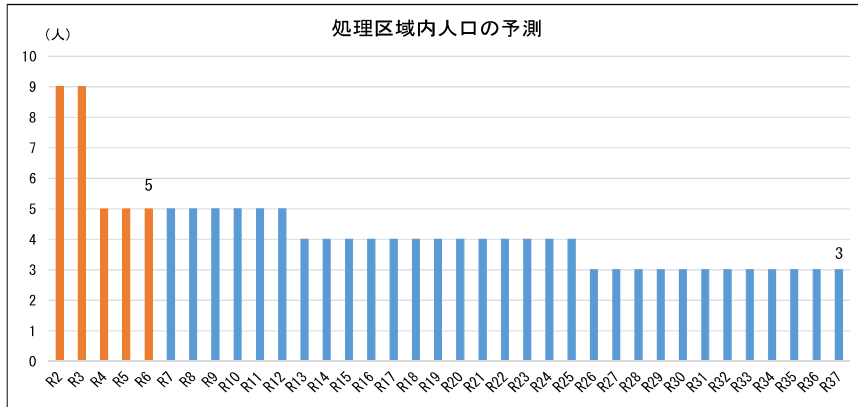
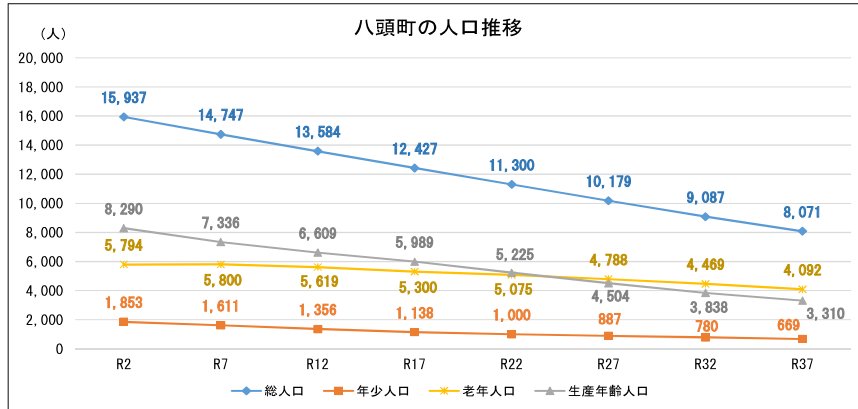
このような現状から、快適で安全な住民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供し続けるためには経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状況の中、適正な料金体系の在り方を検討する必要があります。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

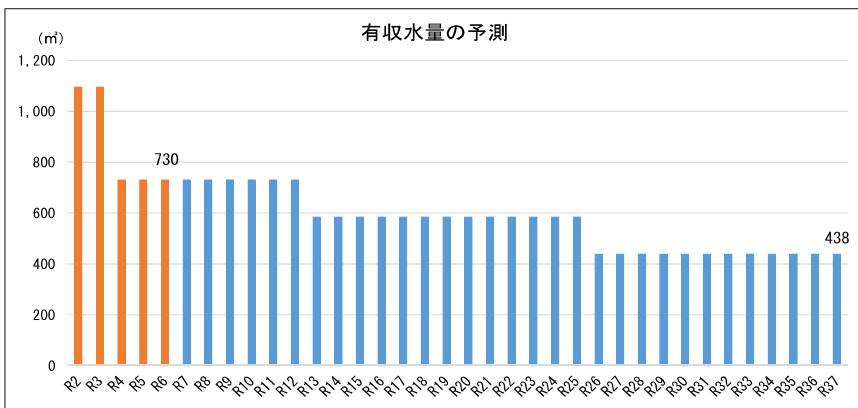
本町の総人口は昭和55年から昭和60年にかけてやや増加したものの、これ以降急速に減少しています。国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)'日本の将来推計人口(令和5年度推計)」準拠の推計では、令和37年には8,000人程度まで減少すると推計されています。

社人研の推計を基準に処理区域内人口を予測すると、令和6年度の5人から令和37年度には3人まで減少する試算となりました。



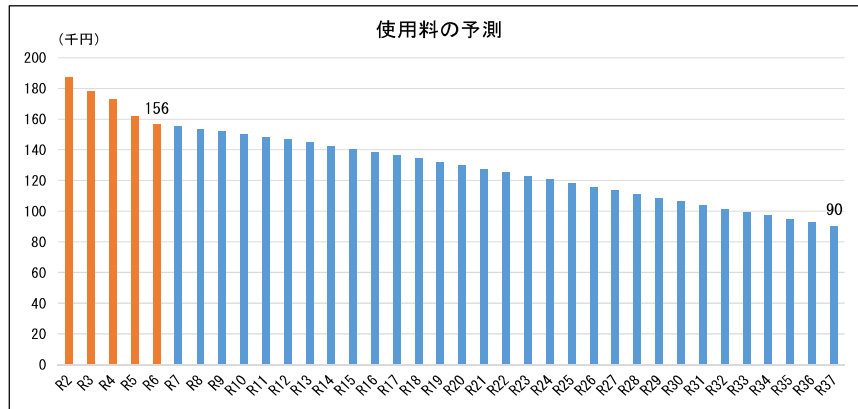
### (2) 有収水量の予測

有収水量は人口と同様に減少する予測であり、令和6年度では730 $\text{m}^3$ でしたが、令和37年度には438 $\text{m}^3$ まで減少する見通しです。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入は人口の減少及び有収水量とともに減少する予測であり、令和6年度では156千円でしたが令和37年度では90千円まで減少する見通しです。



### (4) 施設の見通し

個別排水処理事業による合併浄化槽の総整備基数は10基となっています。各戸の終末処理施設である合併浄化槽は生活環境の改善や水質の保全を図るうえで不可欠なものですので、健全な施設管理を行う必要があります。本施設の供用開始は平成15年度ですので、令和7年度で整備から22年経過しています。比較的新しい施設ですが、近い将来には機器の故障や劣化による改修が見込まれます。

### (5) 組織の見通し

上下水道課の職員10名で、上下水道事業の運営を行っています。事業区域が広く施設数が多いなどの現状もあり、人員的には厳しい状況です。職員の専門技術・知識等の人材教育を行い、サービスの低下につながらないように配慮しつつ、今後も運営を行っていきます。

## 3. 経営の基本方針

#### ◆町民の安全・快適な生活を守ります

下水道事業の大きな役割には、快適な住環境の整備(汚水の排除)、雨水の排除による浸水の防除、川や海といった公共用水域の水質保全という3つがあります。これら3つの役割を着実に果たし、住みよいまちづくりに貢献します。

#### ◆持続可能な事業運営に努めます

下水道事業は、町民生活には無くてはならない重要な役割を担っているため、長期的な視点による事業運営を行わなければなりません。適正な事業計画をもとに運営を行い、将来にわたり暮らし続けることができる環境づくりに貢献します。

#### ◆経営基盤の強化に努めます

独立採算を原則とした企業体であるため、業務の効率化とコスト削減に努め、最小の経費で、最良のサービスを提供します。

一方で、経費回収率が18.06%となっており、類似団体と比較して低い水準にあります。

経費回収率(維持管理費)も100%を下回っており、下水道施設を維持管理していくために必要な費用を下水道使用料で賄い切れていない状況です。

近年の物価等上昇を考慮すると、今後も維持管理費は増加すると予想されるため、経費回収率の指標は低下する見込みにあります。

そのため、令和17年度における経費回収率20%を目標として、使用料改定を検討します。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資コストの縮減を図り、計画的な整備・改築・更新を行い、合理的な経営に努めます。
-----	--

計画期間(令和8年度から令和17年度)においては、投資・改築計画は予定していません。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経営の効率化・合理化によるコスト削減とともに、使用料収納の徹底に努め、一般会計からの繰入金を減らすことを目標とします。
-----	---

個別排水処理事業の完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込まれません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれます。収納率及び水洗化率の向上に努め、減収を最小限に抑えた計画としています。また、使用料の見直しについては、5年おきに実施しています。

① 下水道使用料  
人口減少に伴い、使用料収入も同様に減少する見通しで設定しています。

② 一般会計からの繰入金  
元利償還に係る繰入金を計上しています。  
また、運営に対して不足する金額を収益的収入の基準外繰入として計上しています。  
下水道事業の経営基盤強化のため、使用料改定を目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

① 動力費  
本事業での計上はありません。

② 修繕費  
過去5年間を平均値を基準に、物価を考慮して推計しています。

③ 職員給与費  
本事業での計上はありません。

④ 材料費  
過去5年間を平均値を基準に、物価を考慮して推計しています。

⑤ 経費(その他)  
過去5年間の平均値又は決算値を基準に、物価等を考慮して推計しています。

※物価上昇率、賃金上昇率は「中長期的な経済財政に関する試算(内閣府)」を参考にして設定しています。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映できなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	採算性を念頭に置き、本町にあった施策を随時検討します。
投資の平準化に関する事項	合併処理槽の改築・更新が必要となります。適切な維持管理を実施することで施設の長寿命化を図るとともに、計画的な更新を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少に伴う、使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な下水道サービスを提供していくためには、定期的な使用料改定を検討する必要があります。 令和7年度現在、上下水道運営審議会において、使用料体系の見直しを含めた使用料の改定について検討しています。 本計画では、令和17年度における経費回収率20%以上を目標として、5年ごとに使用料改定の必要性の検証及び、改定率の試算を行います。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等、PPP/PFIなどは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討します。
職員給与費に関する事項	なし
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	定期的な点検を行い、適切な修繕を実施します。長期的な視点でコスト削減に励むと伴に、財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・事業運営の効率化に努めます。
その他の取組	収納率・水洗化率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組みます。 また、会計システム及び料金システムの共同化による事務の効率化、コスト削減の可能性を検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	本経営戦略は、投資関連計画の進捗及び見直し等、経営状況の変化に合わせて、5年ごとに行います。 経営戦略の改定、見直しと合わせて使用料改定の必要性を検証し、適切な負担水準の検討を行います。											
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	経営戦略計画期間											
	経営戦略改定版の策定 (改定、中間見直し)											
使用料の見直し(検討)												

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

鳥取県 八頭町

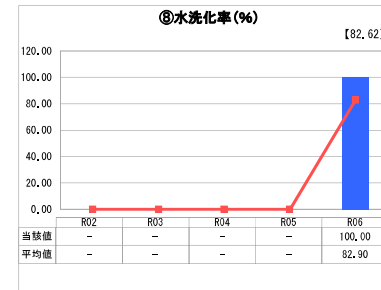
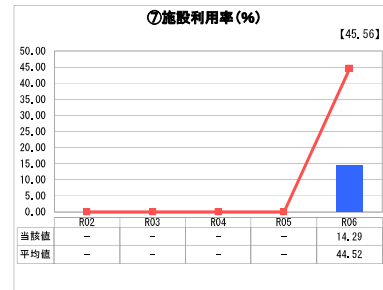
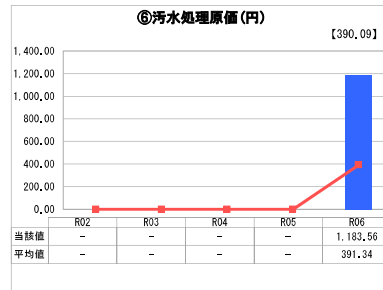
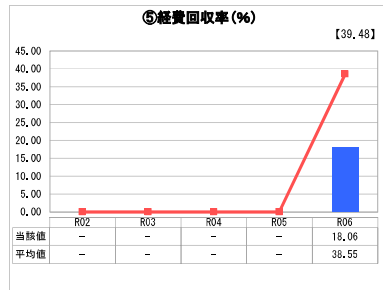
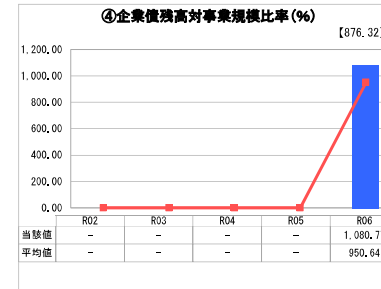
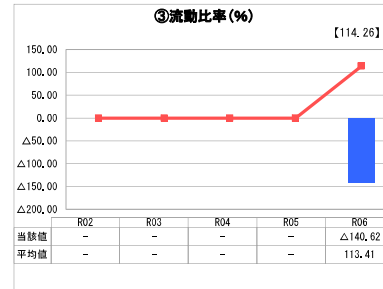
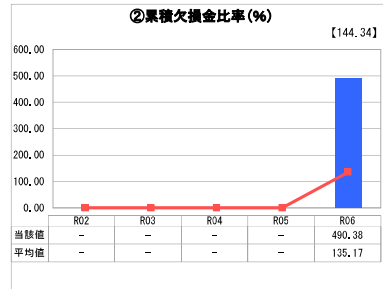
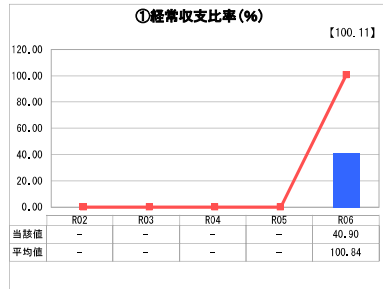
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)
-	27.53	0.03	100.00	3,685

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
15,488	206.71	74.93
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
5	0.01	500.00

**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

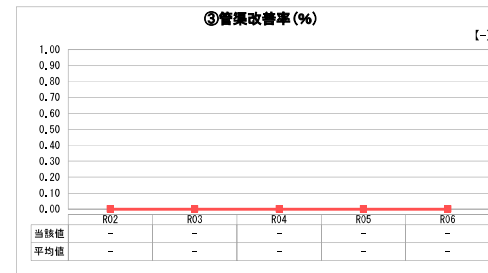
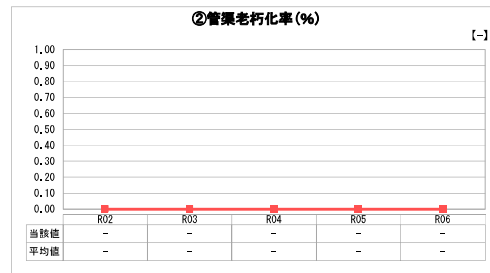
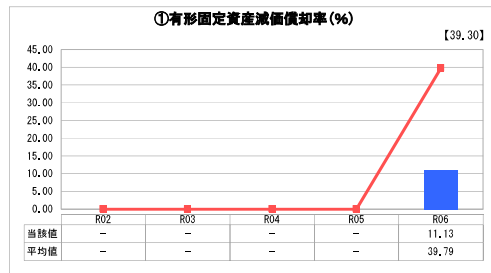
### 1. 経営の健全性・効率性について

●人口が減少していることから、料金収入も減少し、近年、収益の収支比率が低い水準となっている。今後、地方償還金等は横ばいで推移するものの、事業規模が小さい本事業においては維持管理費の大幅な削減は見込めない状況にあり、人口減少の進行に伴って料金収入が減少すると見込まれるため、収支比率は横ばいもしくは減少傾向になると考えられる。料金収入の改善に向けて、上下水道運営審議会の答申に基づく料金の引上げを着実に実行する必要がある。●企業債残高対事業規模比率は、既償債の着実な償還により近年横ばい傾向にある。類似団体と比較して130.13%も上回っており、事業規模から見て経営状況の健全性は低いと言える。今後、地方債残高は着実に減少していく見込みではあるが、人口減少による料金収入の減少も見込まれることから、料金引上げを着実に実行する必要がある。●経費回収率は類似団体と比較し20.49%下回る結果となっている。料金収入の徴収強化や修繕費の抑制等を行うとともに、料金の引き上げ等更なる対策が必要である。●汚水処理原価についても類似団体を792.22%上回る数値となっている。全国平均と比較しても処理費用の効率性は低い水準にあり、継続して更なる維持管理費の抑制に努めなければならない。●施設利用率も類似団体と比較して30.23%下回り、全国平均値も下回っており、施設の効率性は低いといえる。●水洗化率はすでに100%に達しておりこれ以上の効率性の向上は困難な状況となっている。

### 2. 老朽化の状況について

処理施設が合併浄化槽のみで管渠はないため、管渠改善率は0となっている。施設管理は、当面、軽微な修繕で対応が可能であるが、適切かつ計画的な維持管理を行い、施設を適正な状況で維持していく必要がある。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

個別排水処理（合併浄化槽）という事業の経営規模からみて、大幅な維持管理費の抑制は難しいと考えるが、人口減少による料金収入の減少は避けられない状態にあるため、他の下水道事業と併せて運営審議会答申に沿って料金の引上げを進めていく必要がある。今後、施設更新に伴う多額の費用発生の見込みはないものの、適切な施設の維持管理を行いながら、計画的な施設修繕等を行い、経営の健全化を図らなければならない。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)		(決算)	(決算)										
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	156	148	153	152	150	148	147	144	142	140	138	136		
	(1) 料 金 収 入 (A)	156	148	153	152	150	148	147	144	142	140	138	136		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他														
	2. 営 業 外 収 益	370	2,370	918	927	935	945	953	962	888	641	613	622		
	(1) 補 助 金	63	2,057	599	602	604	607	609	612	614	617	613	622		
	他 会 計 補 助 金	63	2,057	599	602	604	607	609	612	614	617	613	622		
	そ の 他 補 助 金														
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	307	313	319	325	331	338	344	350	274	24				
	(3) そ の 他														
収 入 計 (C)	526	2,518	1,071	1,079	1,085	1,093	1,100	1,106	1,030	781	751	758			
的 収 支	1. 営 業 費 用	1,217	1,345	1,244	1,251	1,258	1,265	1,272	1,279	1,004	762	745	752		
	(1) 職 員 給 与 費														
	基 本 給 付 費														
	退 職 給 付 費														
	そ の 他														
	(2) 経 営 費	661	789	688	695	702	709	716	723	730	738	745	752		
	動 力 費														
	修 繕 費														
	材 料 費														
	そ の 他	661	789	688	695	702	709	716	723	730	738	745	752		
(3) 減 価 償 却 費	556	556	556	556	556	556	556	556	274	24					
2. 営 業 外 費 用	69	63	57	51	45	38	32	25	18	11	6	6			
(1) 支 払 利 息	63	57	51	45	39	32	26	19	12	5					
(2) そ の 他	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
支 出 計 (D)	1,286	1,408	1,301	1,302	1,303	1,303	1,304	1,304	1,022	773	751	758			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 760	1,110	△ 230	△ 223	△ 218	△ 210	△ 204	△ 198	8	8					
特 別 利 益 (F)															
特 別 損 失 (G)	5														
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 5														
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 765	1,110	△ 230	△ 223	△ 218	△ 210	△ 204	△ 198	8	8					
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 765	345	115	△ 108	△ 326	△ 536	△ 740	△ 938	△ 930	△ 922	△ 922	△ 922			
流 動 資 産 (J)	△ 503	843	843	843	843	843	843	843	843	843	843	843			
流 動 負 債 (K)	357	363	369	375	382	388	395	402	409	73	73	73			
う ち 建 設 改 良 費 分	284	290	296	302	309	315	322	328	335						
う ち 一 時 借 入 金															
う ち 未 払 金	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73			
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	-490.4%	233.1%	75.2%	-71.1%	-217.3%	-362.2%	-503.4%	-651.4%	-654.9%	-658.6%	-668.1%	-677.9%			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	156	148	153	152	150	148	147	144	142	140	138	136			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )															

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
資本的収入	1. 企業債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	1											
	4. 他会計負担金	276	283	290	296	302	309	315	322	328	335		
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
	計 (A)	277	283	290	296	302	309	315	322	328	335		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	277	283	290	296	302	309	315	322	328	335		
	資本的支出	1. 建設改良費											
うち職員給与費													
2. 企業債償還金		278	284	290	296	302	309	315	322	328	335		
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	278	284	290	296	302	309	315	322	328	335			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1	1											
補填財源	1. 損益勘定留保資金												
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	1	1										
計 (F)	1	1											
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	2,781	2,497	2,207	1,911	1,609	1,301	986	664	335				

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収益的収支分		63	2,057	599	602	605	606	609	612	614	617	613	622
	うち基準内繰入金	63	57	51	45	39	32	26	19	12	5		
	うち基準外繰入金		2,000	548	557	566	574	583	593	602	612	613	622
資本的収支分		277	283	290	296	302	309	315	322	328	335		
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	277	283	290	296	302	309	315	322	328	335		
合 計		340	2,340	889	898	907	915	924	934	942	952	613	622